

昭和38年1月9日第三種郵便物認可/毎月1回15日発行/1部50円(購読料は組合費に包含)
発行所/新潟県高等学校教職員組合/新潟市中央区川岸町2-11-4
TEL(265)4151 FAX(263)1036
発行人 吉田 裕史



2021.6.19 号外

教職員の長時間労働を是正し、ゆたかな学びが保障された教育環境を実現しよう

第91回定期大会議案書

2021年度運動方針(案)



とき 2021年7月17日(土) 13:00~

ところ 高校会館

新潟県高等学校教職員組合

大会日程

1. 資格確認
2. 開会宣言
3. 「光あふれて」斉唱
4. 議事運営委員選出
5. 議長団選出・あいさつ
6. 議事録署名委員委嘱, 書記任命
大会宣言起草委員選出
7. 執行委員長あいさつ
8. 来賓あいさつ
9. 祝電披露
10. 日程確認
11. 一般経過報告
12. 議 事
 - (1) 2020年度決算報告, 監査報告ならび
に承認に関する件
 - (2) 第1号議案
2020年度たたかいの総括
2021年度運動方針・大会スローガン(案)
に関する件
 - (3) 第2号議案
2021年度予算(案)に関する件
 - (4) 第3号議案
当面の闘争推進に関する件
 - (5) 第4号議案
選挙委員の選任に関する件
 - (6) 第5号議案
そ の 他
13. 大会宣言
14. 議長団退任・あいさつ
15. 議事運営委員退任・あいさつ
16. 閉会宣言

目 次

2020年度決算報告,
監査報告ならびに承認に関する件 (別冊)

第1号議案
2020年度たたかいの総括, 2021年度運動方針・
大会スローガン(案)に関する件
◇大会スローガン…………… 3
§ 1 2020年度たたかいの総括…………… 4
§ 2 私たちをとりまく情勢の特徴……………23
§ 3 たたかいの具体的なすめ方
I 47教育基本法の理念に基づく
教育実現のたたかい……………26
II 教育条件整備のとりくみ……………27
III 生活向上のたたかい……………28
IV 権利を守り, 労働条件を改善する
たたかい……………29
V 平和・人権・環境と民主主義を
すすめるたたかい……………30
VI 組織の強化・拡大をはかり,
労働運動を発展させるたたかい……………30

第2号議案
2021年度予算(案)に関する件 (別冊)

第3号議案
当面の闘争推進に関する件……………32

第4号議案
選挙委員の選任に関する件 ……………39

第5号議案
そ の 他 ……………39

- 議長団 () () ()
- 議事運営委員 () () ()
- 書記 () () ()
- 大会宣言起草委員 () () ()

大会スローガン (案)

1. 組織強化・拡大

新型コロナウイルス感染症により、社会の分断が加速された今こそ、組合員・仲間のつながりを一層深め、組織の強化・拡大を実現しよう

2. ゆたかな学びの保障

未曾有の災害が頻発する中で、ゆたかな未来を自らの手で切り開く子どもたちを育てるため、「'47教育基本法」の精神にもとづき、主体的な政治参加を促す主権者教育を推進しよう

3. 護憲・平和

「平和・自由・平等・共生」という観点に立ち、新自由主義・新保守主義に対抗していく運動づくりを進めよう

4. 労働条件の改善

わたしたちの生活を守るため、賃金削減や長時間労働の常態化に抗し、定数改善・真の「はたらき方改革」を実現しよう

5. いのち・個人の尊厳

かかわる「同和」教育の実践を通じて、あらゆる差別を許さないインクルージョンの理念を実現し、いのちと個人の尊厳の保障を確立しよう

教え子を再び戦場に送るな！

第1号議案

2020年度たたかいの総括, 2021年度運動方針・大会スローガン (案) に関する件

5

§ 1 2020年度たたかいの総括

10

I 民主教育確立のたたかい

1. 教育に対する不当な介入を許さず, 高校改革実現をはじめ, 真の教育改革をすすめるたたかい

15

1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に対するとりくみ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって20年3月以降およそ3か月にわたる前例のない長期間に及ぶ臨時休業は, 子どもたちの育ちや学びに関わる体制の脆弱性や経済状況に起因する教育格差を浮き彫りにさせることとなりました。また, 学校再開後は感染防止対策と並行した学びの保障, 子どもたちの心のケアなどにより教職員の責任と負担は極限状況となりました。文科省や県教委はICT環境の早急な整備等通じて難局を乗り切る方針を示していますが, 一人一人の子どもたちに向き合うための人員増が学校現場にとって真に必要なことであり, そのことを棚上げにした効率化の動きに対して警戒していかなければなりません。

20

25

新高教は20年4月20日, 県教委に対して「新型コロナウイルス問題に関する各質問への回答要求について」を提出し, 感染症対策の具体を追及して, 以下の諸施策を実現させました。

- ・マスクや消毒溶剤, 非接触型体温計など感染防止物品の全校配布
- ・生徒, 教職員で感染者が発生した場合の消毒作業は専門業者に依頼を確認
- ・延期された健康診断等に対応するため3か月養護教員配置期間の1月延長
- ・遠隔授業等への対応のため生徒3人あたり1台のタブレット端末配備, および普通教室に電子黒板設置。6校にICT支援員配置(1~3月, 週2日勤務12週)
- ・就職支援スタッフ8校, 学習サポーター4校, 日本語指導3校
- ・生徒相談に対するSC, SSW配置の拡充
- ・修学旅行等中止・変更に伴う企画料等補填
 - (県教委) 60校に対して全額補填(保護者負担なし)。15校は複数回の企画料等発生や旅行総額12万円超の計画だったことから一部保護者負担発生。補填総額9,700万円弱
 - (市教委) 万代1件234.6万円, 明鏡5件54.9万円(午前部2件47.2万円, 夜間部3件7.7万円), 高志中等(後期課程)2件293万円

30

35

40

今後の感染状況の推移や県教委の動向を注視しながら, 必要な提言等を行っていくことが重要です。なお, 県立学校における生徒, 教職員の新型コロナウイルス感染症の発生状況は6月3日現在, 36校86人(生徒63人, 教職員23人)で, うち26校が臨時休校を実施しました。

45

2) 新自由主義教育政策に反対するとりくみ

(1) 「教員の養成・採用・研修」等に対するとりくみ

① 教員免許更新制について

20年度は新型コロナウイルスによる教職員の業務量増加等の影響を踏まえ, 文科省は20年6月5日に, 21年3月31日の免許状更新期限について更新講習の修了期限延期または有効期間延長を認めるとする通知を发出了しました。これを受けて県教委も同6月10日付通

50

知で、「やむを得ない事情」による延期または延長申請を受け付けることとしました。20年度中に、全校種で94件の延長申請があったことを県教委確認しました。

20年12月25日、文科省は、第10グループ(20年3月31日が修了確認期限)の教員免許所有者160,621人のうち773人(本県では公立学校教員1人)が失効したことを公表しました。

手続きの不備等により全国で免許失効者が相次いでいることから、徒に多忙を増幅させるだけの制度の早期廃止を引き続き日教組を通じて求めていかなければなりません。当面は「失効者を出さないとりくみ」が重要です。

② 「改正教育公務員特例法」について

17年4月の教育公務員特例法改正を受け、同年12月に新潟県教員等育成指標を定め、毎年の研修計画を策定することとなりました。21年度初に県教委は「令和3年度教職員研修計画」を公表していますが、法改正に伴う大きな変更はありませんでした。運用改悪が行われないよう引き続き注視していく必要があります。

③ 高大接続改革について

新型コロナウイルス対策の実施を余儀なくされながら、初の「大学入学共通テスト」が行われ、48万4千人余りが受検しました。14年12月22日の中央教育審議会答申で示された、学力の3要素を育成する高等学校教育とそれをさらに向上・発展させて社会に送り出す大学教育を大学入学共通テストが橋渡しするとして、英語民間試験活用や記述式問題導入が検討されましたが、構想の背景には民間資本の教育分野への参入拡大の目論見が見え隠れします。英語民間試験の活用や記述式問題の導入は見送られましたが、今後も日教組を通じて教育の公共性・公平性が損なわれないよう注視する必要があります。

(2) 入試制度に対するとりくみ

① 20年度公立全日制普通科の地域別志願状況

08年度から実施の全県1学区制は、都市部への受検生集中を引き起こし、周辺地域では定員割れによる学級減のために小規模校が急増しており、「できる子」だけの選択肢ばかりが拡大して、公教育の公平性が損なわれる事態となっています。さらには私学との関係や高校再編のあり方とも強く関わることから、県教委に検証を求めていくとともに、地域再生のためにも私たちの求める小学区制の重要性を再認識する必要があります。

		出身中学校の地域						県外	志願者計	募集定員	地域内%
		新発田・村上地域	五泉・新潟・三条地域	長岡・柏崎・小千谷地域	魚沼地域	上越地域	佐渡地域				
高等学校の地域	新発田・村上地域	757	100					1	858	880	88.2
	五泉・新潟・三条地域	114	4,750	172	1	9	5	5	5,056	4,400	93.9
	長岡・柏崎・小千谷地域		58	1,432	103	30		1	1,624	1,440	88.2
	魚沼地域		2	26	818	7		5	858	880	95.3
	上越地域			1	2	748			751	800	99.6
	佐渡地域		1				226	1	228	320	99.1
志願者計		871	4,911	1,631	924	794	231	13	9,375	8,720	

(新潟県「令和2年度高等学校等入学調査」より)

② 県立高校入試について

19年度の新教連交渉で藤井高校課長(当時)が「独自検査の目的は達成された」と明言したことを受けて、21年度入試に学校独自検査の筆答検査を実施したのは新潟と新潟南の2校のみとなりました。また同検査の面接についても全日制課程1校、定時制課程10校と大幅に減少しました。

一方で、新型コロナウイルス対策が入試業務に加わったことで、現場負担はあっという間に増すとともに、過密業務の中で教職員に対する感染防止対策が疎かにされることが危惧されました。20年12月9日、本部は「高校入試における感染症防止対策等に関する要求書」を提出し、21年1月25日に交渉を実施しました。県教委から「新たに付加した受検生の健康確認業務への対応も特色化選抜時にトラブルはなかったもので、一般選抜においても問題は無いと考えている。教職員の感染防止対策は国のガイドラインを参考に万全を期す。」等の回答がありました。現場からは、別室を増やしたために監督が足りなくなる

との訴えもありました。実際に、佐渡高校と新潟南高校では一般選抜時に監督等が足りずに他校や教育センターの教職員が応援に入りました。引き続き現場からの情報収集を進め、入試業務従事者の安全確保及び負担軽減を求め、入試の簡素化を求めていかなければなりません。

3月18日の県教委確認によれば、追検査希望者は5校7人のところ、実施校(受検者数)は県立4校(4人)、市立1校(1人)、特別追検査の希望者はいませんでした。

(3) 高校授業料無償化への所得制限導入に反対するとりくみ

14年度入学生から就学支援金制度が導入されました。20年度、本県の就学支援金及び奨学のための給付金の支給状況は以下のとおりでした。

		対象生徒数 (人)	給付生徒数 (人)	割合 (%)	備考
就学支援金		40,937	34,190	83.5	21年3月現在13人未手続 (うち通信12人)
奨学のための 給付金	全体	41,096	3,689	9.0	21年2月時点
	全日制	38,913	3,277	8.4	
	定時制	1,219	253	20.7	
	通信制	964	159	16.5	

日教組と連携し、高校授業料については国際人権A規約の趣旨をふまえ、無償化への復元を求めるとともに、当面は受給漏れの防止および「奨学のための給付金」の拡充を求めなければなりません。

(4) 「土曜授業」・休日実施の補習授業に対するとりくみ

「土曜授業」の導入の動きは現時点ではありません。しかし、兼職兼業届けを前提とした休日の補習授業や模試等については相当数の学校が実施しており、教職員の多忙化の一因になっています。これらの業務対応実態を明らかにさせるとともに、公務への影響等について検証を求める必要があります。

(5) 教科書採択に対するとりくみ

教科書採択に関して、管理職や県教委による選定のやり直しや不採択といった動きはありませんでした。高校新学習指導要領が22年度以降完全実施されることから、「公共」をはじめとした各教科の教科書検定の動きをいっそう注視していく必要があります。今後も、子どもたちの実態を踏まえて現場教職員が適切な教科書を選定する現行運用制度を堅持し、不当な介入を許さないとりくみの継続が重要です。

(6) 県総合教育会議に対するとりくみ

「改正地教法」施行を受けて16年に「新潟県総合教育会議」が設置されました。20年度は7月28日に開催され、新型コロナウイルス下におけるICT環境の整備や臨時休業等への対応状況等について協議が行われました。今のところ知事による不当な教育介入の動きはありませんが、今後も教育の継続性・独立性が侵害されないよう注視していかなければなりません。

3) 自主編成推進と教育研究活動のとりくみ

(1) 学習指導要領改訂および教育課程編成に対するとりくみ

22年度実施予定の新指導要領の伝達講習会が行われる一方、19年度から「総合的な探究の時間」等、一部前倒しで実施されています。これまでの知識注入一辺倒の教育から「主体的、対話的で深い学び」への転換をうたっています。しかし、内実は教育を国策遂行の具にしようとする面が一層強化されています。「公共」を道徳教育化させないなど批判的学習の継続が必要です。

県教委は、19年度新教連交渉で「7限授業をなくし放課後時間を活用することで新指導要領の目的を実現しなければならない」としていたにもかかわらず、20年度交渉では「7限授業を条件付きで認める」と、当初方針を後退させました。各校の教育課程編成を調査把握するとともに、新指導要領移行に伴う教職員負担の軽減のために、定数及び予算増を強力に求めていく必要があります。

(2) 憲法教育、主権者教育に関するとりくみ

15年の公職選挙法改正によって選挙権年齢が18歳以上に引き下げられました。1945年の女性への参政権保障以来60年ぶりの選挙権拡大の実現で主権者教育の重要性が認識されました。しかし、改正から5年経過する中で、現場においては、一部教科や総合学習等限られた時間での模擬投票や模擬議会体験などの実践が中心となっており、国民主権を基本原理に掲げる憲法の要請とはほど遠い状況となっています。ネット社会の現出や大規模災害の頻発など人権や環境の危機をはじめとして社会には困難な課題が山積しています。本来の主権者教育はそれら課題を若者が自ら克服していくためのものでなければならず、学校教育のあらゆる部面での実践が求められています。

5

(3) 教育研究活動のとりくみ

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、新高教第47次教育研究集会は開催中止としました。

また、日教組第70次教育研究全国集会は分科会を開催せず、Webによる全体会の開催となり、新高教から7人参加しました。安田菜津紀さんによる『写真で伝える紛争地域、被災地の子どもたち』との記念講演の他に、児童生徒を含む教育・学校関係者をパネリストに迎えて『新型コロナウイルス感染症拡大状況と子ども・学校・社会』をテーマにシンポジウムも行われました。感染症により従来の対面開催が制約される中で、十分な協議・討論を保障するための工夫をしていかなければなりません。

10

15

4) 「同和」教育のとりくみ

(1) 本部・「同和」教育推進委員会のとりくみ

20

① 具体的な差別事件への対応

ア) 六日町高校事案：研究指定校として19年7月24日に実施された「性的少数者に対する差別」を内容とした公開授業に対して、出席者より「当事者不在の内容」等の指摘がありました。本部・「同」推委は分会や出席者からの聞き取りに基づき7月31日に県連に第1報、20年5月20日に総括文を県連に提出しました。

25

イ) 越佐にんげん学校第4講座事案：19年8月1日に開催された第4講座の講演会後の質疑応答で県立学校教諭より「マイノリティによるマジョリティへの差別（逆差別）はどう思うか」「韓国が日本より道徳的優位にあるというのはおかしい」「被差別部落が怖いと思われるのは糾弾のせいではないか」との発言がありました。当該教諭は校内「同」推委委員長も務めていました。本部・「同」推委は、21年3月31日に開催された第3回確認会に出席するとともに、最終総括文の5月中の提出を求められました。

30

ウ) 荒川高校事案：同校の人権・「同和」教育指導において、現実の差別と向き合う視点の欠落を問われました。本部・「同」推委は20年3月30日の第2回確認会に出席後、5月15日に総括文を提出しました。9月28日に開催された第3回確認会で村上市教育長より「校種間連携の枠組み作りを検討する」と画期的な発言がありました。現在、最終の確認会開催の日程調整中です。

35

エ) 柏崎常盤高校事案：20年6月、特定の生徒間で自虐的に差別語を使っていたことが明らかになり、本部・「同」推委は同17日に分会から聞き取りを行うとともに、7月9日に県連に第1報を提出しました。その後、8月28日、10月16日に確認会が開催されました。16日の確認会には本部・「同」推委も出席し、1月27日に県連に総括文を提出しました。

40

オ) 猿橋中学校事案：生徒自死という重大事態に至る過程で、人権・「同和」教育加配教員の有効な関わりをマネジメントできなかった組織のあり方が問われました。本部・「同」推委は7月31日、10月22日の確認会に出席しました。3月18日に最終の確認会が行われ、市教委、校長から「確認会を通じて指摘された問題点の改善に真摯に取り組む」との回答がありました。

45

カ) 村松高校事案：20年11月5日、分会から「『セクシュアル・マイノリティの人権』に関するDVD視聴後のアンケートに差別語等が記載されていた」との報告がありました。本部・「同」推委は同6日に分会から聞き取りをし、同10日に県連に第1報を提出するとともに、21年2月15日に開催された確認会に出席しました。

50

キ) 新井高校事案：21年3月15日、2学年集会の形で「同和」教育授業が行われました。その後の感想文に部落差別の原因を「罪人起源説」と誤認の疑いのある記載が同18日

に見つかり、翌19日、分会からの報告に基づき本部は県連に第1報を提出しました。

県同教見附大会を受けた06年の総括運動や16年の部落差別解消推進法制定を経ても、なお、現場で発生する事件を見る限り、「かかわる『同和』教育」実践が定着しているとは言えない状況です。それどころか、19年度に県教委が実施した教職員意識調査で、「人権・『同和』教育の重要性は認識しているがどのように指導すれば良いかわからない」との回答割合が前回調査時よりも増えており、「同和」教育離れが危惧されます。

5

部落差別問題は、SNS上の差別動画拡散のようにより悪質になっていることから、部落問題学習を中心にした人権・「同和」教育の計画・実践が急務です。今一度、自校の人権・同和」教育計画の中に、新入生への意識調査、被差別の当事者との交流、家庭訪問、全教職員の人権・「同和」教育実践などが明確に位置づけられているか点検する必要があります。

10

② 全県「同和」教育学習会の開催

パネリストに石川多加子さん(金沢大学)、新井久美子さん(新井高校分会)、山林満さん(高田高校安塚分会)を迎え、3月21日、「COVID-19が顕在化させた教育不平等～今こそかかわる『同和』教育を」を開催テーマにして、シンポジウム形式で実施しました。三者からそれぞれ、講義内容のシラバス化やデジタル化による画一化の進展で「学問の自由」が脅かされている大学教育の現状、人権保障の前提として「差別」を自分事として理解することの必要性・重要性、アンケート結果から見る新型コロナウイルスに対する高校生の視点などの問題提起がありました。原則Web形式とした学習会の参加者は25人でした。

15

20

(2) 第72回全国人権・同和教育研究大会への対応

20年に開催を予定していた第72回全人教大会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止となりましたが、あらためて、21年11月13日(土)～14日(日)に上越市で開催することとしました。

25

20年9月30日に新潟県中央工業高校を会場に、高校から報告予定の3本のレポート検討会を実施しました。また、21年2月15日の県実行委員会、4月24日の全人教理事会での協議の結果、①6月中旬に再理事会を開催して一次判断を行うこと ②判断内容は、開催、規模・内容の縮小・変更開催、中止のいずれかになること ③オンラインによる開会行事、分散会を行わないこと-等が確認されました。

30

新高教は30人の参加要請について、大会の成功及び「かかわる『同和』教育」実践の拡大のためにも動員体制を確立していきます。

(3) 公正採用選考に関するとりくみ

20年1月からの改悪求人票の運用開始に対して、6月9日、新高教は新潟労働局に対して、求人票から削除等された情報を補うための具体策を要求書で求めました。また、中止となった就職差別撤廃新潟県集会に代わって開催された教職員対象の19年度実態調査説明会(8月17日、18日、20日)や新潟労働局及び県・市雇用関係課に対する「要請の会」(8月30日)、「回答を聞く会」(12月23日)にも積極的に参加しました。

35

20年12月、他県より「新潟県に本社がある事業所が内定生徒に提出を求めた『誓約書兼身元保証書』は非常に問題だ」との情報提供がありました。県同教進路保障部会を通じて3月29日に当該事業所に対して申し入れを行い、4月28日に回答書が届きました。

40

今後も違反事例への対応やその解消に向けて、県同教、校長協会等と連携して県教委や労働局に強くはたらきかけていくことが必要です。

(4) 支部別「同和」教育学習会のとりくみ

「同和」教育は労使協力して推進するとの確認でスタートしたとりくみが、近年、労使連携の欠如や研修内容の形骸化を指摘されていました。本部と「同」推委は、18年度確認を踏まえ、校長会と連携しての開催を追求しました。

45

20年度は新型コロナウイルス禍のために書面会議とした支部もある中で、人権・「同和」教育の校種間連携(上越支部)、学校現場で実際に起こった差別事件(柏崎支部)、全人教新潟大会報告予定レポート(新発田・村上支部)などをテーマに据えた支部もあり、とりくみの前進が期待されます。

50

支 部	新発田・村上	東新潟	西新潟, 県央	新 津
開 催 日	11月26日	開催せず	書面による	書面による
長 岡	柏 崎	魚 沼	上 越	佐 渡
2月4日	12月8日	10月27日	12月5日	書面による

5

(5) 支部交流会等のとりくみ

11月7日, 新高教上越支部と部落解放同盟上越支部との10回目の交流学習会が開催されました。学習会では新高教の新井久美子さん(新井高校分会), 同盟の西山恵美さんと嶋田守雄さん(解放同盟副委員長)からの問題提起に基づき協議を行いました。その後, 例年の規模を大幅に縮小した夕食会で懇親を深めました。上越支部内分会, 本部執行, 「同」推委等総勢37人参加しました。

10

(6) 「新潟県人権教育基本方針」改定に関する有識者懇談会に対すとりくみ

19年度の「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」改訂を受けて, 20年度中に「新潟県人権教育基本方針」を見直すために設置された標記有識者懇談会に本部も参画しました。渡辺豊座長(新潟大学)の進行で3回開催された会議(9月10日, 第2回は書面会議, 2月4日)では, 各委員から「かかわる『同和』教育の視点を重視してほしい」「市町村教委に対して県教委はリーダーシップを発揮してもらいたい」等の活発な意見が出され, 当初の事務局案から相当の修正が行われました。「新潟県人権教育基本方針」改定案は県教育委員会定例会で承認され, 3月中に現場に通知されました。

15

20

(7) 県教委・新潟市教委による「人権・同和教育に関する教職員意識調査」に対すとりくみ

県教委は19年10月, 新潟市教委は20年3月にほぼ同様の内容で標記調査を実施しました。調査結果から, 人権関連三法の理解度の低さや「同和」教育離れなどの課題が浮き彫りとなっています。両調査の分析を進め, 必要な提言を行っていかねばなりません。

25

(8) 地区同教のとりくみ

県同教の支援を受けて発足した上越地区・新発田市・新潟市・「長岡市・出雲崎町」・「柏崎市・刈羽村」・胎内市の各同教に本部や支部から役員を推薦して運営にかかわりました。各同教では全人教新潟大会の予定レポート検討会を始めたところもあり, 「かかわる『同和』教育」実践の拡大につなげていかねばなりません。

30

(9) 新型コロナウイルス感染症防止のために中止となつとりくみ

以下の諸とりくみが中止されました。

主 催	集 会 等
県同教・解放同盟	第6回就職差別撤廃新潟県集会, 部落解放第52回東日本研究集会, 第72回全国人権・同和教育研究大会兼第28回新潟県同和教育研究大会, 部落解放第65回関東女性集会, 部落解放第37回新潟県研究集会, 第2回新潟県人権保育研究大会
人権・同和センター	人権・同和教育啓発推進講座(越佐にんげん学校) ※人権政策確立キャラバンは参加者人数を制限するなどして8月21日, 24日~26日に実施
部落解放県共闘会議	人権政策確立要求中央集会 狭山再審を求める市民集会 ※代替として県内数カ所で「狭山再審を求める新潟県集会」が開催。10月31日, 新潟市開催の集会及びデモ行進に新高教から11人参加
人権展実行委員会	第32回「いのち・愛・人権」小千谷展

35

40

45

新型コロナウイルス感染症の影響で大切な研修機会が失われることで, 人権・「同和」教育が停滞することがあってはならず, Web開催など感染防止を工夫しながら学びを深め, 実践につながる研修を開催していくことが求められています。

50

(10) その他

① 中越大地震災復興人権サポートセンターのとりくみ

部落解放同盟新潟県連合会小千谷支部、新教組、県同教、県教委等と連携し、魚沼支部小千谷西分会に置いた現地事務局が中心となって、7月18日、19日に菅刈りボランティアを実施しました。年明けの大雪等の影響で菅笠づくり講習会の予定が2度変更されるなどしましたが、5回の開催に延べ70人が参加しました。

5

② セクシュアル・マイノリティ生徒交流会のとりくみ

16年度から始まった生徒交流会の活動は今年で4年目となり、交流会・学習会活動も20回を超えました。20年度は4回(8月、10月、12月、3月)実施しました。参加する若者が語る差別の現実、そしてその中を生き抜く彼等の姿勢に参加者は学ばされ、励まされています。また、20年度は感染防止対策としてWeb参加も可能となりました。

10

5) 県教委20年度いじめ防止対策等関連事業等に関するとりくみ

管理職の不適切な組織マネジメントを棚上げしながら現場教職員を処分した県教委に対して、その撤回を求めるとともに、いじめ根絶と再び現場教職員の処分を許さない観点から、いじめ防止関連の諸施策の点検を行いました。20年10月27日、県立高校における19年度のいじめ認知件数が18年度の1.6倍(480件→756件)だったことが報道されました。県教委は「いじめ対策推進教員の配置でいじめの情報が集約され、組織的対策が取りやすくなった」と実績を強調していましたが、いじめ対策推進教員を委嘱された現場教員から、加重負担や代替職員が手当てされていないなどの訴えが本部に届いています。11月の新教連交渉で県教委は「いじめ対策推進教員の負担軽減のための非常勤講師を21年度も配置する予定」と回答しました。引き続き事業監視を行う必要があります。

15

11月5日、「自民党県連がホームページにいじめ条例案が掲載し、12月県議会提案に向けて意見募集をしている」との情報提供がありました。同条例案は、人権保障の視点を欠き、規範意識の押し付け、家庭教育への介入など問題箇所が散見されるものでした。

25

新高教は同12日、県教委に対して『『新潟県いじめ等の対策に関する条例(案)』に関する要請書』を提出するとともに、日政連県議を中心に議会対策を進め、同26日には県教委生徒指導課長とも意見交換を行いました。同課長は「条例案は理念的内容であり、いじめ防止対策推進法に基づいた対策基本指針の通りに進められている現状施策や現場教職員への影響はない」とする一方、現場実態の反映がない点については懸念を示しました。

30

12月議会で条例案は採択されましたが、現行施策が条例によってねじ曲げられることがないように注視する必要があります。

2月に県教委は市町村教委に対して条例のポイントを周知する通知を発出しました。

6) インクルーシブ(共生・共育)教育のとりくみ

35

(1) 通級による指導等に対するとりくみ

市立明鏡高校と長岡岡徳高校に続き、20年度から高田南城高校と荒川高校でも通級による指導が始まりました。実施校からは「生徒の特性に応じて本人や保護者の希望を含めて詳細な年間指導計画を立案するために相当の労力を要する」「特別支援教育免許を持たない普通教科の教員は授業展開の際に想定外のことがあっても適切に対応できない」「指導に携わる教員の授業負担軽減の非常勤講師配置を約束しておきながら年度初からの配置が間に合わなかった」との報告がありました。県教委に対して、さらなる通級による指導の拡大方針を明らかにさせるとともに、実施校への十分な人員配置を求めていかなければなりません。

40

また、通級による指導を受けた生徒の調査書等に表記される「自立活動」の文言については、日教組を通じて、文科省に対して、偏見や差別を惹起させないよう社会に対する具体の啓発を求めていかなければなりません。

45

障がいのある生徒や外国につながる生徒、性別違和のある生徒の学校における学びの実態把握を進め、「合理的な配慮」等、必要な支援の充実に引き続きとりくむ必要があります。

50

(2) 生徒相談支援に関するとりくみ

県教委は20年度、いじめ防止対応もあり、スクール・ソーシャル・ワーカー(SSW)

について「週当たり7h30m×4日」(19年度は「同5h50m×5日」)に、スクール・カウンセラー(SC)について「中等教育学校年間35週」(19年度は年間31週)にそれぞれ配置時間を拡大しました。9月県議会で県教委は「新型コロナウイルス対応のため配置拡充した」と答弁しましたが、そのような実態はなかったことを確認しています。新型コロナウイルスの影響を受けたことによる生徒・保護者の不安等に適切に対応するためにも、現場からの訴えに基づき更なる拡充を求めていく必要があります。

5

7) 「日の丸・君が代」強制反対のとりくみ

教職員への「日の丸・君が代」強制に対して、分会を中心とする組織的なとりくみが難しい中、県内一部の高校では音楽教員への「君が代」ピアノ伴奏や指揮、吹奏楽部による演奏が校長の要請で行われている現状があります。

10

引き続き分会は本部と連携して、当事者の意思に反した強要が行われないようとりくむとともに、日教組と連携して「日の丸・君が代」について史実にもとづく教育の推進を進めていかなければなりません。

15

2. 教育予算増・教職員定数改善・東日本大震災被災児童生徒支援・雇用確保要請・募集学級等に対すとりくみ

1) 21年度文科省教育予算の概要について

21年3月26日、21年度予算が成立しました。9月概算要求に対する決定額や高等学校関係予算については以下のとおりとなりました。 ※【 】は成立額

20

- ・文教関係全体予算について、20年度予算額を大きく上回る当初予算比11.4%増の5兆9,118億円要求 **【5兆2,979億円】**
 - ・教職員定数改善については、「学校における働き方改革、小学校専科指導の充実」として、21年度分は2,397人(加配定数2,000人+基礎定数397人)増要求。加配定数2,000人は、20年度に引き続き、指導方法工夫改善定数のうち専科指導への配置見直し **【1兆5,164億円】**
 - ・学校における働き方改革の推進として、補正予算において追加措置された学習指導員、スクール・サポート・スタッフ等の大幅な増員要求。とりわけ、スクール・サポート・スタッフについては20年度当初予算(19億円)と2次補正予算(38億円)の合計を大きく上回り(108億円) **【90億円】**
- 〔具体項目〕
- 高等学校教育改革の推進、道徳教育の充実等 **【51億円】**
 - GIGAスクールサポーター配置促進事業53億円(20年度補正予算105億円) **【10億円】**
 - COREハイスクールネットワーク構想 **【新規2億円】**
 - マイスターハイスクール(次世代地域産業人材育成刷新事業) **【新規2億円】**
 - 感染症対策等の学校教育活動継続支援事業 **【256億円】**
 - 高等学校等就学支援金交付金4,167億円 **【4,169億円】**
 - 高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)158億円(22.8億円増) **【159億円】**
 - 高等教育の就学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金) **【4,804億円】**
 - 被災児童生徒就学支援等事業(東日本大震災)【復興特別会計】16億円 **【15億円】**

25

30

35

40

文科予算は私たちから見れば、決して満足できるものではありませんが、財務省筋は「教職員定数増は客観的エビデンスやPDCAサイクル確立が前提」「働き方改革は自治体レベルで改善すべき」等、依然として、机上の計算による主張でさらなる削減圧力を強めています。業務量が増えるばかりの現場状況を改善するためにも、人員増に直結する教育予算増実現にむけて日教組とともにとりくみを強化しなければなりません。

45

2) 21年度県教育委員会予算

県教委予算は歳出割合で全国46位という状況にもかかわらず、県財政の悪化から削減圧力が高まっています。人件費は1,380億円で前年比96.6%、人件費以外では特別支援学校老朽校舎全面改築費の減少など80.1%に縮減され、県教委予算全体では対前年度比94.4%となりました。その中で「新型コロナウイルス感染症への対応」が当初予算で計上され、ス

50

クールカウンセラー等配置事業、スクール・サポート・スタッフ配置費、いじめ対策が継続されました。

教職員の多忙化解消に「統合型校務支援システム」導入のため3億1千万円が予算化されましたが、運用課題も含めて現場実態を把握し、県教委交渉を強化していかなければなりません。

また、遠隔授業など地域連携を図る「COREハイスクールネットワーク構築事業」が新規事業としてあることから、小規模校の職員加配も含めて県教委要求をしていかなければなりません。職業系専門高校のデジタル化に対応する産業教育設備費が大幅に拡充されており、GIGAスクール構想やICT教育に関する設備・人員の配置など新教連で課題を集約して県教委交渉を強化していかなければなりません。

県教育予算による主な項目

- ・教員研修費 (4,658万円→4,289万円)
- ・県奨学金給付金 (3,240万円→2,304万円)
- ・スクールカウンセラー等配置事業 (2,391万円→2,397万円)
- ・いじめ等相談体制充実費 (3,690万円→3,706万円)
- ・いじめ等対策強化推進事業 (5,529万円→5,292万円)
- ・キャリアアップサポート事業 (2,481万円→2,086万円)
- ・高校等再編整備推進費 (2,397万円→1,604万円)
- ・県立学校大規模・耐震改修費 (21億3,271万円→22億4,885万円)
- ・高等学校冷房整備費 (2億5,502万円→2億5,482万円)
- ・産業教育設備費 (1億852万円→15億1,606万円)
- (新) ICT支援員配置事業 (1億1,504万円)：教員のICT活用を支援する支援員配置
- (新) COREハイスクールネットワーク事業 (1,400万円)：遠隔授業による教育と地域協働コンソーシアム構築など
- (新) 学校教育活動継続支援事業 (2億4,640万円)：新型コロナウイルス感染症対策等を実施
- (新) 統合型校務支援システム導入事業 (3億1,145万円)：教職員の業務負担軽減、校務処理業務の効率化、テレワークの実施等に対応したシステムを全県立学校に導入

3) 高校生の雇用確保要請のとりのくみ

新型肺炎禍における長期にわたる臨時休業の結果、20年度の就職スケジュールが1月後ろ倒し(選考開始10月16日以降)となりました。本部は20年6月9日に新潟労働局に対して「高卒求人票の見直しに関する要請書」、同15日には県教委に対して「就職を希望する高校生の雇用確保に関する要請書」をそれぞれ提出して、就職を希望する高校生に対する指導や支援に万全を期すよう求めました。

また、企業業績の見通しも不透明なことから、本部は9月7～8日、県内経営4団体に対して高校生雇用確保の要請行動を実施しました。

21年3月の新潟労働局報道発表によると、同1月末現在、高校生の就職内定率は96.1%でした(前年同期比0.2ポイント減)。同局は、「就職スケジュールが1か月後ろ倒しされたが、5年連続96%以上」としています。高校卒業予定者のうち就職希望者数2,641人(前年同期比598人・18.5ポイント減)、内定者数2,538人(県内2,216人、県外322人)でした。未内定者が103人いることから全員の雇用が実現されるよう引き続き関係機関への働きかけが必要です。

4) 募集学級に対すのとりのくみ

(1) 県教委「令和3年度～令和5年度新潟県立高等学校等再編整備計画」

23年度募集を巡り佐渡中等教育学校と、津南中等教育学校の募集停止案を検討していることが明らかになり、20年6月議会が紛糾しました。「県立中等教育学校のあり方を検討する」として検討委員会が設置され、21年3月に報告書が公表されました。報告書では既存の中学校にも刺激を与え学力向上の意識が高まったとの肯定的意見がある一方、生徒数の減少により高等学校の小規模化が最も重要で深刻な課題となっていること、地域の「伝

統校」の小規模校化から学校の活力の低下や大学進学をめざす生徒が分散すると課題を指摘しています。また、遠隔授業についても学校間調整や授業者への負担、評価等課題があることが述べられています。

今後、地域での議論を踏まえて23年度には中等教育学校の方向性を示すとしていますが、これらの課題はすべての県立高校にも当てはまります。学級減に伴う過員処理により教育課程の維持ができないこと、選択授業・コースの見直し、校務分掌や部活動などの学校生活への影響があることなどの声が分会オルグを通じて上がっています。引き続き新教連及び新高教交渉で「高校再編の具体策」を示すように求めるとともに、議会対策を強化し、地域を活性化しすべての子どもたちにゆたかな学びを保障する高校のあり方を提示していかなければなりません。

◆再編整備の概要

<21年度>

- ・柏崎工業高校を学科改編する。
- ・高田南城高校通信制課程に通学コースを設置し、「柔軟な学びを可能とする高校」とする。

<22年度>

- ・阿賀黎明高校に地域探究コース（仮称）を設置する。
- ・高田高校安塚分校を募集停止とする。

<23年度>

- ・国際情報高校の海外大学進学コースを廃止し、くくり募集を行う。
- ・十日町高校松之山分校を募集停止とする。

(2) 県教委「令和3年度県立高等学校等募集学級計画（案）」

20年9月7日、県教委は「募集学級計画（案）」を公表しました。全日制16学級減、直江津中等教育学校前期課程1学級減（3→2）となりました。7月28日公表の再編整備の概要から小出の学級減（4→3）がなくなり、10月の定例教育委員会で決定しました。

- ※全日制：中条（3→2）、阿賀黎明（2→1）、三条東（6→5）、吉田（3→2）、加茂農林（5→4）、長岡大手（6→5）、長岡農業（4→3）、長岡工業（6→5）、長岡商業（5→4、情報ビジネス募集停止）、柏崎常盤（3→2）、柏崎工業（4→3、学科改編）、十日町（6→5）、松代（2→1）、新井（4→3）、糸魚川（4→3）、佐渡（5→4）

さらなる生徒数減により、今後の募集計画もますます厳しくなることから、機械的な過員処理を許さないとともに小規模校の教育環境の維持・充実を求めていかなければなりません。

(2) 「教育改革キャンペーン」等のとりくみ

教育をよくする県民会議で毎年12月県議会に請願している「30人以下学級実現・教職員定数増・教育予算増」を求める請願署名は、新型肺炎感染症拡大により「密を避ける」教育環境整備が求められる中、高等学校PTA連合会の後援も得ることができました。80,811筆（新高教1,065筆）に及んだ請願署名を12月県議会で請願しましたが、県議会最大会派の自民党は自ら文科省に対して少人数学級を求めるなど「既に対応済み」として、請願は不採択となりました。私学助成署名も不採択となっていることから、今後の対応を強化していかなければなりません。

5) 教職員定数のとりくみ

11月には日教組や全国校長会などで構成する教育関係23団体が「少人数学級の実現を求める全国集会」を開催し、国会議員への要請行動に新高教も参加しました。小学校など採用選考受検者の減少や臨時職員の欠員など教職員数の確保が課題となっています。40年ぶりに「義務標準法」が改正され、小学校2年生から6年生が段階的に35人学級となることが実現しました。附帯決議に記された中学校、高等学校「標準法」の改正を引き続き求めていかなければなりません。県財政の悪化を理由に非常勤講師の削減や事務室職員の兼務、保健室や図書館配置職員の定数崩しなど課題が引き続きあることから、日教組や日政連議員との連携で国会、県議会、市町村議会で教育予算・定数拡充を求めていかなければなりません。

6) 希望奨学金協会事業に関するとりくみ

20年8月7日、20年度希望奨学生採用選考委員会を開催し、80人を採用しました(応募は70分会より107人)。また、新型コロナウイルス感染症による家計急変への対応を求める現場の声を受け、「臨時給付」を実施し、66人の生徒に対して3万円の一時金給付を行いました。なお、奨学生の新規募集は21年度が最後となります。

II 生活と権利を守るたたかい

1. 20秋年末確定闘争の成果と課題

人事院は20年10月7日に一時金引き下げを、10月28日に月例給改定なしを勧告・報告しました。

これを受けて地公労は、20秋年末確定闘争を開始しました。新型コロナウイルス感染症の影響から、例年と異なるスケジュールとなりましたが、県人事委員会に要求書を提出し、交渉を行いました。すでに国よりも低い支給月数であり、さらに臨時的賃金削減を受けていることから実支給額での比較を求めてきましたが、10月23日に一時金引き下げの勧告、11月6日に月例給改定なしの報告となりました。

県人勧を受け、地公労は花角知事に対して要求書を提出、10月29日、11月10日、16日と3回の当局交渉を行いました。人事課長は「誠意を持って交渉に臨み、労使合意をめざす基本姿勢に変わりはない」としながらも「人勧制度の趣旨から勧告どおり実施したい」「財政状況は引き続き厳しく臨時削減を見直すことは困難」との回答に終始し、交渉団からは抗議の声が上がりました。知事あて要請署名にとりくみ、「給与等減額勧告の際の最大限の努力」を求めました。臨時削減の削減率や期間の圧縮はなされなかったものの、家族看護休暇の拡充や臨時職員の休暇改善等の回答を引き出したことや次年度勧告は厳しいと予想されるため、「最大限の努力は、削減率・削減期間の圧縮」であることを再度確認したことから、合意妥結を判断しました。また、例年開催している地区地公労決起集会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため6地区で中止となりましたが、ほかの7地区は11月24日から12月20日にかけて開催し、交渉経過の周知と今後のとりくみの意思統一をはかりました。

2. 21春季生活闘争の現状と課題

連合新潟は、1月28日の第67回地方委員会で、「誰もが希望を持てる社会を実現!安心・安全に働ける環境整備と『底上げ』『底支え』『格差是正』で」をスローガンに、「感染症対策と経済の自立的成長」と「社会の持続性」の実現に向けて方針を確認し、21春闘を開始しました。ウイルス禍は人の往来を抑制し、観光・飲食・鉄道・航空など特定の産業に大きな影響を与えています。そのため、感染症の拡大、ワクチン開発・接種、グローバル経済の動向の影響等から、今後の見通しは極めて不透明となっています。公務職場では10年ぶりに一時金の引き下げが行われました。民間春闘の成果が大きく影響することから、新高教も新潟公務労協に結集し、春闘支援のための民間労組激励訪問にとりくみました。

また、地公労では、県人事委員会に対して3月26日に民調及び勧告にあたっての要請書を、県当局に対しては4月16日に春闘要求書をそれぞれ提出し、折衝・交渉を通じて、賃金水準の改善や手当・休暇等について21年度地公労重点課題の意識付けを行いました。今後、全組合員に対して闘争課題の周知に努めなければなりません。

3. 働き方改革・上限方針

「県立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針」が19年12月に策定されました。しかし、具体的な業務削減が示されないまま、4月からは「定時退庁日や週休日・休日の登庁禁止」や「夏季休業中の学校閉庁日の設定」など数字上の在校等時間を減らす取組ばかり先行しています。12月の運用検証で県教委から、4月から6月にかけて、45時間超・60時間超ともに減少していると報告されましたが、これは新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業や部活動の停止等によるもので、学校、部活動の再開に伴い増加しています。また、8月については夏季休業期間の短縮により前年度より高い数字となりました。県教委は時

間外・休日勤務の主な業務内容を「部活動」とし、時間外勤務時間の削減に向けて「教員の意識改革」をあげていますが、最も有効である業務内容の精選と定数改善を進めようという意識が全く見られません。今後も実効性を高めるために協議を続け、県教委の姿勢を質していく必要があります。

4. 労安体制の現状と課題

学校における勤務時間管理の適正化の観点から、総括安全衛生委員会では出退校簿をもとに長時間労働是正を議題としています。19年度から、60時間超だけでなく、45時間超、80時間超、100時間超と細分化された資料を出させています。上限方針運用検証時の報告と同様に改善が見られません。

各学校の安全衛生委員会は、委員の半数を組合等からの推薦に基づき選任することとなっています。しかし、20年度は6校で組合等からの委員の選任が半数未満であることが総括安全衛生委員会で報告されました。職場の労働環境の改善などについて、分会推薦の委員が中心となり学校で議論し、安全衛生委員会の活性化をはかっていくことが重要です。

ストレスチェックについて、20年度の受検率は93.2%（前年度比0.4ポイント増）、高ストレス判定者は683人（11.1%）と、19年度（817人、13.6%）よりも減少しています。職種や所属において、最も高いのは実習教員、最も低いのは校長であることがわかりました。また、2所属で総合健康リスクにおいて問題があり、うち1所属は4年連続であることがわかりました。使用者側の責任を厳しく追及し、一刻も早い改善を求める必要があります。校内の安全衛生委員会においても、ストレスチェックの結果を議論するとともに、今後も学校総括安全衛生委員会で現場支援の在り方について協議していかなければなりません。

5. 育児・介護等諸制度の現状と課題

少子高齢化等による人口減少が本県にとっても喫緊の課題となる中で、育児・介護に関する様々な制度運用が行われています。

育児のための短時間勤務制度や部分休業について、制度利用者への配慮が十分になされるよう、制度の周知を求めていくほか、育短制度における代替職員配置の対象業務拡大をはかる必要があります。「仕事と子育ての両立支援のための新潟県教育委員会特定事業主行動計画（第4期計画）」が20年3月31日に策定されていますが、県教委による職員アンケートの結果によると、「職場に迷惑をかけるために育児休暇を取得しない」「年休を育児の為に取得している」等の回答があることから、取得しやすい環境づくりにむけてのとりくみが必要です。

また、21年4月1日より家族看護休暇が家族看護・子育て休暇となり日数や対象事由が拡充されたほか、不妊治療にかかる短期休暇が新設されました。このことは地公労・新教連で粘り強く要求してきた成果であり、今後も更なる制度改善に向けてとりくみを継続していきます。

このほか育休取得者が異動する際の復職は「引き継ぎに必要な期間」でよいことを女性部交渉で確認していますが、十分に理解せず「年度末までの1週間」と説明する管理職がいることから、管理職に周知するよう県教委へ求めていかななくてはなりません。

6. 権利行使等の諸とりくみ

6月の県教委交渉で運用変更がないことを確認した後、夏季休暇の完全消化（7月～9月）、夏季休業中の週休日勤務の振替、自主研修権の積極的行使のとりくみを例年同様、分会要請しました。長期休業中といえども、多忙化が常態化していますが、研修権の行使や夏季休暇の完全取得は県教委も奨励する立場にあります。

また、近年、豪雨・豪雪等の自然災害の頻発で公共交通機関の麻痺や道路渋滞の発生で通勤途上の安全が脅かされる状況が多々あります。教職員が無理な出勤を強いられないよう、管理職には特別休暇取得等の事前周知など通勤途上の安全配慮義務があります。

権利行使を萎縮させるような動きを跳ね返していくとともに、制度を認識し行使していくことが必要です。

7. 早出遅出勤務制度

16年度より夏季休業中に限り実施された早出勤務（18年度からは遅出勤務も追加）について、21年4月1日より通年運用となりました。ワーク・ライフ・バランスの推進という観点からは一定の前進と考えますが、取得しやすい環境となっていない現状があります。上限方針・働き方改革とあわせ、環境整備を求めていく必要があります。

5

8. 部活動兼職兼業

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（事務連絡）」が20年9月1日にスポーツ庁・文化庁・文科省より各県の教育委員会に送付されました。学校と地域が協同・融合した部活動の休日に教師が部活動の指導に携わらない環境構築、休日における地域活動を実施できる環境整備、休日の部活動の地域移行に向けた合理的で効率的な部活動の推進等、学校と地域が協同・融合した部活動の具体的な実現方策とスケジュールが示されています。また、23年度以降の教師の兼職兼業による地域部活動への参画も記載され、21年2月17日には文科省より兼職兼業の根拠法令や許可の判断を行う際の留意事項等が示されました。

10

新潟県では21年度は中学校を対象にモデル事業を展開するとしていますが、兼職兼業の扱いについては高校も同様の対応と示されています。様々な課題があることから、今後の動向に注視しながらとりくみを強化していく必要があります。

15

9. 人事評価制度の運用状況と課題

16年度より始まった人事評価制度において、新潟県では勤勉手当上位成績率の運用が行われています。「普通に頑張っていれば、2回連続で上位推薦から外れることは考えがたい」と確認しこれまで新教連で運用検証を行ってきました。20年度は休職や休業など明確な理由なく推薦されなかった教職員は3人（19年度は8人）であり、理由の説明を本人へ行うことを求め、確認をしています。今後も検証を続け、労使合意の徹底を図っていく必要があります。

20

また、査定昇給においては職員全体の給与水準を上げ下げするものではないことから原資を使い切ることとし、20年度の運用検証においてもその状況を確認しました。柱立てによらない所属長推薦の効果は5年間と考えられており、制度開始から5年が経過したことから、19年度、20年度では、所属長推薦2回目の発令が行われています。一方、1回も所属長推薦のない職員がいることから、特定の職員が複数回の所属長推薦を受けるなど恣意的な運用が行われていないか検証を続け、早い年代での所属長推薦の発令、新免許状の更新にかかる柱立てのあり方などの課題についても改善を求めていかななくてはなりません。

25

30

10. ハラスメント防止及び管理職逆評定の現状と課題

パワハラ防止の人事院規則が20年4月1日公布・20年6月1日施行となり、県教委策定のハラスメント防止指針が20年7月1日に改正されました。公務職場は、パワー・ハラスメントの防止が十分に図られる必要があるだけでなく模範となる職場であるべきであるとされていますが、現場からハラスメント相談が相次いで寄せられています。引き続き全職員への指針内容の周知、第三者機関における相談窓口設置などを求めていかなければなりません。

35

なお、管理職逆評定のとりくみでは、20年度も降格要求に至る管理職はいませんでした。ハラスメントや不適切な学校運営等の相談が後を絶ちません。分会と連携し、県教委へ改善要求を行うとともに、今後も人格・能力・資質等に問題のある管理職には毅然とした対応をとっていかなければなりません。

40

45

11. 人事異動の現状と課題

20年10月13日、異動方針説明の校長会が開催された直後に「交渉」を実施し、異動方針について確認しました。支部執行委員会等を通じ、県教委と確認した事項を全組合員に周知しました。遠距離通勤者の増加、短期異動者の増加による校務分掌への影響、臨時教職員配置の偏り、再任用教職員配置にかかる問題、教育とは関係のない行政職への出向など、

50

多くの声が本部に寄せられました。なお、3件の分会特別人事について本部から県教委へ情報提供するなどとりくみ、2件については十分ではなかったものの希望に沿う結果となりました。ここ数年、人事異動をめぐっては市立3校の政令市移譲に係わる割愛職員の異動計画や再任用制度、学級減による統廃合、新採用教員の激減など、状況は大きく変化しています。県は21年度末22年度初の人事異動より地域・群の変更を検討しています。上記の課題がさらに深刻化することが危惧されることから、早期に課題を突きつけ、この間の課題が解決されるものとなるような新たな方針策定を求めるとりくみが必要です。

5

12. 高齢期雇用の現状と課題

新潟県では13年度の交渉合意により、原則として希望者全員を再任用するとの運用を行ってきました。19年度より公的年金支給開始年齢が64歳に引き上げられたことにより、19年度と20年度から新たに再任用される者は、希望すれば4年目も再任用されることとなっています。しかし、学級減に伴う教職員定数減により、勤務形態や勤務地域の希望が反映されていない、現職と同様の職務職責であるにもかかわらず賃金が6割台に抑えられている一方、配置される学校において短期間での異動などから継続的な学校運営に支障が出るなど、解決すべき課題が多くあります。

10

19年度末に、現場の再任用希望者等から「フルタイム勤務希望には添えない」等のことを管理職から告げられたとする苦情が本部へ多く寄せられ、20年度初に「労使合意に反する再任用制度運用に対する要求書」を提出し、希望を最大限尊重し、意に沿わない運用を行わないよう求めてきました。丁寧なヒアリングや一方的な変更は行わないと確認をしましたが、県教委は交渉において「希望者全員を再任用するために、再任用フルタイムを短時間の配置調整をに対応している」と回答しています。また21年1月25日の折衝では、「新採用の抑制、行政職・中学校への派遣、市立高校との人事交流を行い努力しているが足りない」、「フルタイム希望者の30人程度を短時間にしないと配置できない」との回答があったことから、再度希望を丁寧に聞き取ることを、最後まで本人希望を追求することを申し入れました。また、全分会に「再任用希望者の勤務形態・勤務地域に関する要求」署名のとりくみを要請し、2月25日県教委に抗議文(38分会・397筆)を提出しました。再任用の問題は私たちの生活に大きく関わる問題です。地公労では高校職場だけが課題となっており、それを放置している県教委の責任は重大です。今後も希望に沿った任用となるようとりくみを続けていかなければなりません。

15

20

25

30

また、地方公務員の定年延長に関する法律案は20年通常国会で見送りとなりましたが、21年通常国会にて、「施行日を23年4月1日」とした修正案が可決されました。今後の制度設計に向け日教組との連携を強化していくとともに、課題を整理し、当局交渉を強化していかなければなりません。

35

13. 事務職員配置体制変更課題

21年2月18日、総務課より小規模校のうち阿賀黎明・正徳館・松代・久比岐・羽茂の5校について学校事務職員を21年度より近隣校との兼務配置に変更すると県職労・新高教へ通告がありました。新高教は20日に臨時の執行委員会を開催して対応を協議しました。県職労との連携強化を確認し、22日に「配置継続」を求める要求書を総務課へ提出するとともに、該当校へオルグを行い、情報共有や課題集約を行いました。25日の総務課・高校課交渉で当局は、「学校規模の縮小、小規模校の増加によって、事務職員定数が学校数に対して足りない」との説明に終始し、管理運営事項であるため変更の余地はないとしました。新高教は3月9日に再度要求書を提出し、事務職員の業務を明確にし、現場教職員の負担を増やさないと要求しました。26日の総務課交渉では「分校と同様の状態」「未配置ではなく兼務」「現場教職員の負担が増えることはない」と回答がありましたが、その間も現場への説明は十分に進んでおらず、不安を抱えたまま新年度がスタートしています。今後更なる体制の変更が予測されることから、現状や課題を集約し、正常な学校運営を求め、とりくんでいく必要があります。

40

45

14. 市高教のとりくみの現状と課題

本部では市教委との交渉を重ね、17年度に県費負担教職員の給与権が新潟市に移譲され

50

たのちも、市立3校に配置されている割愛職員の勤務労働条件は県立学校教職員に準ずることを確認してきました。しかし、18年度から県立で実施されていた夏季休業中における早出遅出勤務が運用されていなかったことが明らかとなりました。県財政悪化が理由である県職員の給与臨時削減は条例通りに割愛職員へ実施していることから、市教委交渉を行い、経過の説明と見解、今後の対応を求め、条例通り県に準ずる扱いであることを確認、教育職員課長より謝罪がありました。

5

人事異動に関して当初、県立学校から市立学校への配置は行わず、県立学校へ段階的に引き上げていくとしていましたが、県教委は市立学校等との人事交流とし20年度10人(19年度は4人)の派遣を行いました。期間は3年間となっていますが、権限移譲時の割愛職員が残っていることから、引き続き県教委に対しては割愛職員の早期引き上げを、市教委に対しては学校運営に関わり加配などによる負担軽減を求めている必要があります。

10

人事交流が今後も継続される見込みがあり、同一職場で勤務労働条件が異なることで混乱が生じていることから、組合員と意見交換を行い、解消に向けたとりくみを協議していく必要があります。

また、新たに市立3校に配置される職員は新潟市職員となりますが、組合の組織化がなされていません。賃金や休暇をはじめとする勤務労働条件は義務・高校とも同じ課題となることから、一刻も早く組織化に向けた検討を行っていく必要があります。

15

15. 不当処分撤回等に関するとりくみ

19.3.26処分の撤回を求めて不服審査請求している組合員を支援するため、20年度に顧問弁護士を含め6回の打合せを行い、県教委と準備書面によるやりとりを行ってきました。21年3月より争点整理を行いながら人事委員会口頭審理に移行しました。今後は代理人会議も開催しながら対応を進めていきます。

20

また、21.1.12死亡交通事故に関して、第148回定期県委員会確認(最大限の組合支援)に基づき、刑事・行政処分の軽減を求める教職員有志のとりくみ等、積極的に支援しました。集約された嘆願署名(366枚、1,522筆)は捜査当局(3月8日)と県教委(4月5日)に有志代表によって提出されました。

25

Ⅲ 平和と民主主義を確立するたたかい

30

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から例年行っている諸集会在規模縮小や書面議決、中止の対応となりました。

1. 反戦・平和・護憲・非核・差別解消に対するとりくみ

1) 反戦・平和・護憲のとりくみ

35

(1) 憲法学習会・護憲大会等参加のとりくみ

県平和運動センター・護憲フォーラム主催第7期憲法学習会は、6月、9月、12月、2月の4回行われ、新高教は延べ13人が参加し政治情勢や国連気候変動枠組条約、報道の自由について学習しました。第58回護憲大会(滋賀県)はオンライン中継も活用して行われました。5.3憲法記念日新潟集会の街宣は中止となり、9.18戦争法強行採決5年・県民集会は安倍政権退陣後の政治を変えようと開催され、新高教は退職者の会と共に25人参加しました。

40

(2) 安倍9条改憲を許さないとりくみ

安倍政権は20年までの改憲を目指してきました。しかし19年参議院選挙で改憲勢力が3分の2割れになり国会での改憲議論も進まず、森友・加計問題や桜を見る会など国会で追及され、新型コロナウイルス感染症対応は後手に回り、河井前法相の選挙違反事件などから8月28日に突然退陣しました。引き継いだ菅政権による日本学術会議への介入やこれまでの専守防衛を踏み越える「敵基地攻撃」論の急浮上など軍備増強を進める自公政権を注視しながら、市民と野党が一体となって憲法改悪を許さないとりくみを強化して行かなければなりません。

45

50

2) 非核のとりくみ

(1) 県原水禁等のとりくみ

6月の非核・平和行進、7月の柏崎刈羽原発ハイロ県民集会、9月さようなら原発全国集会は中止となりました。核兵器禁止条約の50カ国批准到達、1月22日の「発効」を受け新潟市古町での街宣行動に参加しました。日本政府に対する「核兵器禁止条約への調印を求める意見書」は県内27市町村議会で採択されており、全市町村採択に向けて原水禁や議員との連携を強化していかなければなりません。

5

柏崎刈羽原発の再稼働をめぐり、技術委員の不再任など新潟県知事、県議会が動き出していました。東京電力の安全工事未完了、中央制御室への不正入室など不祥事が相次いで発覚し、再稼働手続きが延期されています。県知事に対して一方的な再稼働判断は許さないとりくみを強化していかなければなりません。

10

(2) 第23代高校生平和大使のとりくみ

新潟で6代目となる高校生平和大使に新潟明訓高校の鈴木優花さんが選出されましたが、新型肺炎感染症の拡大で、8月のスイス・ジュネーブ国連欧州本部への派遣ができない状況となりました。6月の広島派遣は12月に行われ、被爆者の講話やフィールドワークなどに参加して全国の高校生平和大使と学びを深めることができました。また、長岡平和祈念式典やオンラインシンポジウム、街頭署名、小学校での平和授業など県内を中心に活動を行いました。11月の被爆75周年原水禁県民集会で、19年に欧州本部を訪問した新潟第一高校石橋美和さんとともに、高校生平和大使報告会を行いました。この活動費用はカンパでまかなわれ、新高教は93,739円を集約しました。今後も高校生平和大使派遣新潟県委員会の活動に参画し、支援していかなければなりません。

15

20

3) 差別解消に向けたとりくみ

(1) 水俣病全被害者救済のとりくみ

例年6月に開催している新潟水俣病共闘会議・被害者の会合同総会は人数を縮小して9月に行われました。9月の現地調査は中止となりましたが、10月には共闘会議結成50周年行事が開催され新高教3人が参加しました。ノーモアミナマタ第2次訴訟は原告団153人中既に19人が亡くなるなど「生きているうちに解決を」が被害者の切実な要求となっています。新高教は早期判決を求める団体署名にとりくみ、原告団総会にも参加し交流することができました。

25

30

(2) 狭山事件再審に向けたとりくみ

06年第3次再審請求から石川一雄さんの無実を示す新証拠を180点以上提出しているにもかかわらず、東京高裁はいまだに事実調査を行っていません。部落解放共闘会議と連帯し、新潟駅前で開催した10・31県民集会に新高教11人が参加しました。

35

4) 燕市教育長問題に対すとりくみ

9月1日、燕市教育委員会の遠藤浩教育長が8月の定例会で、新型肺炎禍から国民の関心を逸らすためには戦争を起こすしかないを受けとられかねない文書を作成、配布していたことが明らかになりました。新高教はこのような人物を割愛人事で送り込んだ責任を問うために、同4日、県教委に対して「燕市『教育長報告』問題に対する緊急要求書」を提出しました。同25日の交渉で、県教委は「本日付けで県教育センターに採用」したことを明らかにしました。恒久平和主義の厳守や公務員の憲法尊重義務の重要な確認をおざなりにし、割愛人事行政の整合性に対して説明責任を果たさない県教委に対して、本部は10月7日、「燕市教育長問題に対する抗議文」を提出しました。管理・監督の立場にある者の資質、適格性を今後も厳しく問うことが必要です。

40

45

IV 組織の強化をはかり、労働運動を発展させるたたかい

1. 組織の現状と課題

50

20年度も組織拡大・強化に向けてとりくんできましたが、6月、7月の全分会オルグも中止、定期大会の書面議決、70周年記念式典の中止など加入促進を図る場面が縮小されま

した。秋以降は11月、1月の支分代、そして1月の県委員会をWeb併用で開催し、感染防止を図るとともに日教組、北陸ブロック諸集会へのWeb参加のために通信環境や機器の整備を行いました。その結果、21年3月末までの加入は、新加入 人、再任用 人、常勤・非常勤 人の計 人でした。

また、20年度の新採用者12人のうち1年目での加入者は 人でした。年度初の声かけはもちろん、授業や分掌のアドバイスやサポートなどで分会としての関わりを設定し、年間を通じて組合の存在意義や成果を伝えたり、教研活動やレクリエーションへ参加を促したりすることが重要です。未組合員に組合の意義を伝えると共に、県財政の悪化に伴う臨時給与削減課題や臨時・非常勤職員の処遇改善など組合交渉の成果と課題を発信していかなければなりません。

一方、20年度は 人の中途脱退がありました。経済的な負担、多忙化による役員負担などが理由としてあげられていますが、これまでの活動で多くの賃金改善や権利を獲得してきたこと、より深い教育研究活動にとりくんできたこと、さらには平和と民主主義を守るとりくみなど組合の存在意義を再認識しながら、活動に対する理解を広げていかななくてはなりません。21年3月末現在の組合員数は 人(組織率 %)となっています。

2. 組織強化のとりくみ

「新高教組財政見直し方針」に基づき、本部と分会の情報共有・課題集約を図るため、支部執行委員会を分会長参加の情報伝達の場合にしてきましたが、執行機関としての支部規約が存在していることから、支部大会もこれまで通り開催してきた経過となっていました。実態を見ながらより機能的にとりくみをすすめるため、支部規約を含め支部運営を見直していく必要があります。また、新型肺炎感染症で全県会議開催を、Web利用しての分散開催に進めることとしています。今後、小規模校の増加により分会活動が困難な分会の存在もあることから、情宣紙の発行や指示文書の送付などガイドラインを検討していかなければなりません。

組合員への情報周知を目的に、情宣の発行を月2回行っています。新型肺炎感染症の対応など県教委交渉回答や家族看護休暇制度の前進など必要な情報を迅速に伝えてきました。また、専門部の活動なども掲載しています。臨時・非常勤職員の休校対応などホームページの情報発信も行ってきました。また、他県教職員組合と連携して教職員の服務勤務問題も前進することができたことから、今後の活動を一層工夫していかなければなりません。

秋の全分会オルグは地公労交渉課題を中心に10月～11月の例年より多い42分会を訪問しました。

また、11月の組合学校と12月の全県レクリエーションも開催することはできませんでした。

3. 支部のとりくみ

支部は月1回を基本に分会長参加の支部執行委員会を開催し、支部内の情報交換やとりくみ課題の共有をはかってきましたが、年度当初会議は開催できず支部定期大会は6支部が書面議決となりました。新津支部、上越支部の学習会など支部独自の活動も展開されました。

また、連合新潟地協・支部、地区労、地公労などのメーデーや決起集会は中止や規模縮小、そしてWeb開催など感染防止を図りながら参加してきました。

4. 臨時採用者の組織化

4月の学校休校に伴う「非常勤講師報酬が支払われない」とする県教委通知は、「授業準備」等で報酬支払いに問題が無いとする文科省通知をもとに県教委に分会要請行動を展開して1週間で撤回させることが出来ました。また実績給となったことや成績処理業務手当などの周知が不十分なことから、闘争速報やホームページで情勢発信し、7月にアンケートにとりくみました。

8月の全国交流集会、北陸ブロック交流集会が中止となりましたが、新高教「臨時・非常勤教職員学習交流集会」を8月8日に開催しました。必要な生徒情報が得られないことや任用決定時期が遅いこと、実績給になって月報酬に差が出るなど課題も多いことから、

常勤講師の給与上限撤廃も含めて新教連・地公労交渉を強化していかなければなりません。

5. 再任用組合員学習会

8月に再任用組合員学習交流会を開催し14人参加しました。フルタイム希望者が短時間に変更させられた実態や配置状況を分析して意見交換しました。参加者からは、1年ごとに配置換えされた経験や通勤距離が60kmを越える実態が報告されたほか、「短時間勤務では生活できない」「行政の責任として生活を守れ」「学級減、過員処理を理由にするな」「毎年学校を異動になり継続性がない」などの意見や要望が多く出されました。定期大会修正案で受け入れた「再任用アンケート」にもとりくみ切実な声が寄せられています。これらを受けて新高教統一要求書に「希望する任用形態での任用を行うこと」を加筆して交渉してきました。定年退職者の増加と再任用希望が7割を超える中で、非常勤講師時数も含めて多くの課題が未解決となっています。本部は分会実態を踏まえて県教委対応を強化していかなければなりません。

6. 男女共同参画

日教組では2015年9月に「日教組第三次女性参画行動計画」で、女性参画推進の具体目標を決定しました。新高教もこれに基づき、機関会議における女性参画率の目標を女性構成率(37.2%)としていましたが、定期県委員会では15人(36.6%)の結果となりました。第25期も本部執行委員2名、会計監査委員に1名女性が選出されました。

7. 新高教セット共済、教職員共済への加入促進および労金の利用の促進

新高教セット共済・健康パック、教職員共済に加入することで組合加入のメリットを訴え、支分代や支部執行委員会においてオルグを適宜開催し加入をすすめました。

また、協同組織の福祉金融機関である「ろうきん」の設立目的や使命・役割を周知するために赤刷り速報を作成し、認知度向上・利用促進をすすめました。

8. 専門部のとりくみ

1) 女性部

幹事会(13人)を年6回開催し、総会は書面議決、全県女性部学習会は中止としてきました。また、母と女性教職員全国集会や両性の自立と平等をめざす教育研究会も中止となりました。そのため対県交渉に重点を置き、現場の声を集めるため職場アンケートを行い、遠距離通勤の実態やエアコンの設置など対県交渉で訴えました。それらの活動を共有するため日教組女性部総会や北陸ブロック女性部長会議、連合女性集会などにはWeb参加もしてきました。8月6日、12月8日、3月8日には「平和をもとめる女性の会」活動にも参加しています。

2) 青年部

例年と同様、県教委交渉を行い、新採用2年・4年の人事異動方針により学校運営に支障を来していること、日常の超過勤務削減、臨時教職員の離職期間の短縮、メンタルヘルス対策の充実などについて取り上げました。さらに新採用者数の激減により職場の青年層が非常に少なくなっていることを強く訴え、現場で働く青年層の声を県教委に届けています。

また、新型肺炎感染症拡大防止の観点から、書面議決とした総会の代わりに全青年部員を対象にオルグを行い、新たに幹事を3人増やすことができました。Webでの開催となった日教組主催の様々な集会に青年層として参加したり、同じ北陸ブロックの仲間である石川高教組青年部とオンライン交流会をしたりすることで学習や交流を深めました。今後とも青年層の悩みや課題を共有し、組織強化・拡大につなげる必要があります。

3) 実習教員部

幹事会(6人)を年4回開催し、学習会、対県交渉、日教組全国集会に参加しています。日教組北ブロック大会は20年度が当番県でしたが開催できず21年度に延期としました。理

科実教の採用が2001年以来無いことを県教委交渉で追及していますが、明確な理由は説明されていません。ストレスチェックで「職場の支援」が課題となっている状況が継続したまま、教職員全体の理解も不可欠なことから、組合としても「呼称」県教委通知の周知を図っていかねばなりません。支部単位の実習教員の人数が少なく幹事会体制確立も課題となっています。

5

4) 司書職員部

15年度より、「定数くずし」により非常勤職員が12学級未満校に配置されています。これは、司書の資格は問わないこと、勤務時間が開館時間と合わないことなど、教育的不平等が発生する点で大きな問題です。また、入試や卒業・進級にかかわる会議に司書が除外されている問題については、通知の撤回を求める要求書とともに県教委や校長協会へのはたらきかけも行いましたが、平行線のままです。学校図書館は教育職で専門・専任・正規の職員がいてその機能が発揮されます。正規司書の全校配置実現、会議問題解決のためにも、日教組三原則（教育職2級位置づけ、定数標準法に規定する専任職員、現職者完全移行）に基づく専任司書教諭制度の実現に向けてとりくむ必要があります。

10

15

5) 養護教員部

20年度は養護教員部員にとって大変な1年となりました。新型肺炎による前例のない長期の臨時休業への対応や学校再開後には各校の感染防止対策策定の中心的役割を担うと同時に生徒の心身のケアにもあたらなければならないという困難に遭遇しました。そんな中で支えになったのは組合員間の情報共有でした。専門職、かつ、一人職種の養護教員にとって、困ったこと、不安なことなどを率直に意見交換できる関係は組合員同士ならではのことを大いに実感しました。的確な問題把握の結果、検診器具洗浄問題を労安の観点から問題提起したり、延期された健康診断対応のための養護教員の複数配置を1か月延長させたり、また、教育活動や入試における感染防止対策に関して県教委に意見具申するなど、養護教員部の使命を遺憾なく発揮することができました。養護教員部のとりくみ継承のため、部員拡大は喫緊の課題でとなっています。

20

25

6) 定通部

定時制・通信制学校は高校教育の「最後の砦」です。県教委は定通学校を「柔軟な学びを可能とする高校」に位置づけていますが、具体については学校現場に丸投げ状態です。18年度に西新発田高校が指定されましたが、カリキュラムの工夫は現場任せです。21年度には高田南城高校通信制に「通学コース」が設けられました。また、発達障がいへの対応のため、明鏡、長岡明德、荒川、高田南城では「通級による指導」が実施されましたが、専門的知見に基づいた授業実践が必要であるにもかかわらず、十分な人的配置がなされているとは到底言えない状況です。加えて、全定通学校はいずれも3学級以下の小規模校で、教育の公平性の観点からも非常に大きな問題です。定通部はこれら山積する課題解消を日々とりくんでいます。

30

35

7) 障がい児教育部

現場組合員参加の活動は休止状態ですが、毎年実施する「障がいがある生徒の状況調査」結果に基づき、各種要求書に具体的な要求事項として盛り込み対県交渉を行っています。入試における合理的配慮や各校施設のバリアフリー化など少しずつですが実現させてきました。20年度は新型肺炎のために開催されませんでした。日教組の北陸、東海、近畿の三ブロック合同の学習交流会に積極的に参加してきました。

40

45

8) 技労組（新潟県高等学校技能労務職員労働組合）

技労組として、県教委との交渉を年2回実施し、賃金・手当改善、36協定締結、公用車配置、研修充実、労働安全などを求めています。焼却炉の撤去やFFストーブの更新、除雪機の導入など年次計画で推進していることから、学校現場の要望を整理して県と折衝・交渉を強化しています。また全国常任副部長も担っていて36協定締結など全国実態を集約しながら、県総括安全衛生委員会委員にも技労組副委員長が参加し労働環境改善を求めて

50

います。

退職者の補充がなく臨時職員が増加していることから、新規採用を求めてきました。交渉により県教委総務課と定数協議の場を別途設定して進めることを、執行委員会及び1月の全組合員集会で確認して、業務内容調査に臨みました。

9. 十日町市議会議員選挙のとりくみ

4月25日投開票の十日町市議会議員選挙(定数24)に立候補した滝沢貞親さんは1,089票を獲得し14位で当選しました。今後は日政連議員として関係労組や地元との協議を深めていくこととしています。

§2 私たちをとりまく情勢の特徴

(運動をすすめるにあたって)

1. 政治, 経済, 社会

国内の新型コロナウイルス感染者は5月に入り累計60万人を超え、4月に50万人に達してから約1か月で10万人増える状況となっています。第4の波が全国を襲い、さらに感染力の強い変異株の急拡大によって大阪など医療崩壊が現実のものとなっています。菅政権は4都府県に3度目の緊急事態宣言を発し5月6日にその延長を決めました。

専門家や医療関係者がPCR検査態勢の拡充や、病院医療体制の確立が急務と指摘しても、政府は蔓延防止などで「時短」営業や往来の自粛などを呼びかけるにとどまり、2度目の緊急事態宣言解除後すぐに再拡大を招く事態となっています。今回の緊急事態宣言も、オリンピック開催を優先しようという政権の思惑の中でのもので、新たな具体策は取られず、結果的に終息状況とはならず、宣言は延長、拡大されました。また、医療関係者や高齢者からワクチン接種が始まりましたが、日本の接種率は依然低くOECDの中でも最下位となっており、対応の遅れは政権への不信感につながっています。

小泉構造改革で公務・公共サービスは切り捨てられ、市町村合併や行財政改革の名のもと、公立病院や保健所の統廃合が進められてきました。平時でもギリギリのスタッフで対応しており、恒常的な超勤実態が労基署から指摘されるような状況となっています。感染症の爆発的な拡がりによって、社会の脆弱性が露わになっています。病院や介護事業など献身的な努力を続けているスタッフを公的に支える仕組みがなければ、国民の命と安全は守られません。

新潟日報が県内企業を対象に景気見通しを確認したところ、「横這い・後退」が57%に及び、その理由として「新型コロナウイルスが収束しない」「個人消費の低迷」「企業業績の悪化」を上げており、今後の業績に影響が出る可能性があると回答した企業は7割超に及んでいます。総務省の労働力調査では非正規労働者数は19年度に比べて75万人減、女性は男性に比べて2倍の減少幅となっています。この間の政策により非正規労働者が増えてきた中で、企業が真っ先に解雇するのは非正規労働者という状況が明らかになっており、改めて新自由主義政策が「弱者」を真っ先に切り捨て、社会や人間の営みを破壊するものであることを押さえておかなければなりません。

7年8か月に及んだ安倍政権は、改ざん、隠ぺい、文書破棄、虚偽答弁など繰り返し、憲法違反の安保関連法や共謀罪を成立させてきました。引き継いだ菅政権も、日本学術会議委員推薦問題では国や政府に批判的な者は排除するなど、国民に対する説明責任も果たさず、支持率も急減しています。菅政権発足後初の国政選挙となった衆参3選挙で自民党は全敗し、「政治とカネ」や新型コロナウイルス対応を巡る政権批判の根強さを裏付けています。自民党の一部からはコロナ禍に乗じて「緊急事態条項」導入まで主張する状況があります。そして、これまで継続審議の扱いが続いてきた「国民投票法」改正案を成立させました。

さらに、少年法や国立大学法人法も改悪され、入管法の問題もあります。これからの社会を規定されかねない重要法案が十分に審議されず、数の力で押し切られ、世論の関心や

議論も十分でないまま進んでいく状況は何としても変いいていく必要があります。そして、改憲を許さないために、私たちは市民と野党の協力で衆議院選挙の推薦候補必勝を期していかなければなりません。

柏崎刈羽原発の再稼働を巡り、地元柏崎市長、新潟県知事や県議会が動き出していましたが、東京電力が7号機の安全対策工事の完了を発表した直後に次々と未完了が発覚しました。また、中央制御室への不正入室問題、核物質防護設備の損傷・長期間放置などの問題等が明らかになりました。前回の新潟県知事選挙で花角知事は「再稼働の議論は3つの検証委員会の検証が終わってから」「再稼働の是非は県民に信を問う」ことを公約に当選しましたが、柏崎市長の一部の原子炉の再稼働を容認する姿勢や、宮城県議会での再稼働の判断など、取り巻く状況の変化があったことから、県平和運動センターなどが22年の知事選を視野に入れて「再稼働の是非は県民が決める署名」を準備してきましたが、東京電力の相次ぐ不祥事が明らかになったことから「設置許可取消を求める署名」が提起されています。各地域で市民の会等を結成して署名活動を行うこととしていることから、平和運動センターや原水禁と連携してとりくみを進めていかなければなりません。

5

10

2. 教育, 職場

コロナ禍の学校のあり方が問われました。都道府県の判断ではなく全国一律の「休校」が安倍前首相の政治的な判断で行われました。部活動大会の中止、行事の中止・見直し、そして長期休業日の短縮など「授業時数確保」に現場は追われました。上越支部学習会で生徒は進路や学校生活の不安を抱えていたことが語られ、公教育の存在意義を問い直す議論が行われました。端末・通信環境整備も現場に丸投げの実態があることから、課題を集約して日教組、新教連とも連携して解決を図っていかなければなりません。

15

20

そして、GIGAスクール構想・「個別最適化された学び」については、あらゆる情報がネット上で一元化され、生徒の「能力」が「価値」に変換されて選別化されていくことにつながるとともに、「学ぶ一教える」という教育の営みがすべて「監視」される危険性が大きいことを指摘し、全国連帯のとりくみを強めていく必要があります。

25

文科省も40年ぶりに小学校35人以下学級へ法改正を行いました。「学校の働き方改革」には教職員定数改善と学級定員の縮小、そして教育予算の拡充が不可欠です。新教連及び教育をよくする新潟県民会議のとりくんできた「30人以下学級実現・教育予算増・教職員定数改善」署名をさらに強化して、中学校、高等学校の法改正を実現していかななくてはなりません。

30

20年11月には中教審初等中等教育分科会「新しい時代の高等学校教育のあり方ワーキンググループ」から審議まとめが出されています。地域の実態や課題に応じた多様な高校教育の実現を謳い、スクールミッションの再定義やスクールポリシーの策定、普通科高校の特色化などを進めることとしています。こうした動向も注視しながら問題点や課題を職場に還元・発信していくことが必要です。

35

「県立高校の将来構想」は「適正規模に満たない学校は他校との統廃合を検討する」としてきました。私たちはこの間「3年ごとの計画」を分析し、小学区を展望してすべての子どもたちにゆたかな学びを保障するため、小規模校への定数加配など条件整備を求めてきました。18年度からすでに23年度までの6年分の計画が明らかになっていますが、県教委がすべて学級減で対応してきたため小規模校は増加し続け、学年1～3学級の小規模校が47%に達しています。現場は連年の過員処理で職員定数が剥がされ、さらに地域連携など新たな業務を発生させ、挙げ句の果てには「事務室」を兼務とする暴挙に到っています。

40

20年6月県議会での中等教育学校募集停止案撤回後に設置された「中等教育学校のあり方検討委員会」報告では、今後2年間地元の協議を進めながら23年には方向性を示すとしています。産業高校など複数校の再編も想定される中、計画期間は残り4年となっており、将来構想の具体的な計画を提示しながら該当校や地元との率直な協議を進めていく責務が県教委にあることを追及していかなければなりません。同時に、新たな時代に対応した高校三原則（小学区制・総合制・男女共学）を打ち出していく必要があります。

45

文科省が教職の魅力伝える狙いで始めた「#教師のバトン」は、開始直後から過酷な勤務実態の訴えや改革を求める切実な声が相次ぐなど炎上しました。「学校の働き方改

50

革」をすすめるために、県教委に対して具体的な業務削減や定数改善を求めながら「勤務時間の上限に関する方針」の運用検証を進めていかななくてはなりません。

「7限授業」や「高校入試独自検査」など、新教連交渉で追及し廃止を勝ち取ってきましたが、新カリキュラムの求める「主体的で対話的で深い学び」など新たな学びの評価や大学入試への位置づけなど課題があります。引き続き現場実態を集約しながら、県教委交渉、議会質疑で課題の解消を図っていかなければなりません。

5

中学校・高校の時間外労働の最大要因は部活動指導であり、文科省も「学校における業務の適正化」で「部活動の負担を大幅に軽減する」と通知し、スポーツ庁も「ガイドライン」を示してきました。さらに「休日に部活動の指導に携わる必要がない環境を整備する」として、21年度から兼職・兼業制度の導入とモデル校での実践を含めて、23年以降休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとしています。県教委交渉でも「受け皿」となる社会教育団体との協議を進めるとしていることから、新教連として県教委との交渉を強化していかなければなりません。

10

インターネットを通じた「いじめ」や「部落差別」、排他主義やヘイト事件の増加が深刻な問題となっています。私たちは自らの差別性に自問自答を続けながら11月に行われる「全人教大会」を通じて「かかわる同和教育」の実践を拡げていかなければなりません。

15

3. 組織

19年度、県財政の悪化を理由として「給与の臨時削減」交渉が行われ、20年3月には「最大限の努力」を労使確認しています。しかし、20年人勧では一時金のマイナス勧告が出され、地公労確定交渉で県当局は「臨時的賃金削減の圧縮は財政状況から困難」から一歩も出ませんでした。

20

21人勧は新型コロナウイルス感染症による経済の悪化にともない一層の厳しさが予想されています。また、県税収入の減少や感染症対策など県財政にも大きな影響が想定されます。地公労は春闘期から「臨時削減を踏まえた勧告」や「削減率の圧縮」を求めて要求書交渉を展開しています。さらに、へき地・特手当の見直しや退職手当の調査など同時に進められることから、他県の実態や日教組との連携を図りながら組合員の生活を守る1年としなければなりません。

25

80年代の大量採用により県立学校の職員構成は50歳台が1,999人で47%に及んでいます。毎年200人前後の定年退職が続き、7～8割が再任用を希望していますが、フルタイム勤務の希望が実現できないとの実態があります。この問題は高校だけの問題になっていますが、私たちの生活の問題でもあります。この課題を先送りしてきた県教委の姿勢は厳しく問われなければなりません。知事部局への異動増加や、「中高枠採用」の課題なども踏まえ、人事異動ルールの抜本的な見直しを実現していかなければなりません。さらに、国会で定年延長法案が可決成立されたことから、賃金水準や再任用制度の運用改善を求めていく必要があります。

30

35

昨年、一斉休校時に非常勤講師の報酬が出ないとする通知について全国実態を集約しながら撤回させてきました。高校入試対応などへの課題も現場から集約しながら県教委に対して折衝・交渉を強化して現場へ情報を発信してきています。さらに、高校再編や事務室課題など現場オルグを展開しながら、本部、支部での情報共有を図るため、Webも併用して参加しやすい環境も整えてきました。

40

将来に対する不安が広まる中で雇用や生活を守ることは、現場の疑問など課題を吸い上げ当局対応しながら解決に向けて進められるのは組合しかありません。日常の何気ない職場の仲間との「時間」や「言葉」を大切に、ともに支え合いながら自信を持ってとりくみを進めていきましょう。私たちには応援してくれる仲間がたくさんいます。地公労、新教連、連合新潟、平和運動センターなど共闘団体と一層連携して「安心して働き続けられる職場」と「人が人として大切にされる社会」をつくっていきましょう。

45

50

§3 たたかいの具体的なすすめ方

I 47教育基本法の理念に基づく教育実現のたたかい

1. 教育の市場競争化に反対し、47教基法の理念に基づく「高校改革」をすすめるたたかい

1) 教育の市場競争化に反対し、47教基法の理念に基づいた、すべての子どもたちに公平・平等な教育を実現します。

(1) 新学習指導要領に対しては、学校現場の実態をふまえた柔軟なカリキュラム編成が可能となるよう、日教組とともにとりくみます。

(2) 「GIGAスクール構想」については、日教組とともにその動向を注視し、批判・検討を強化します。

(3) 日教組方針に基づき、希望者全入・入試廃止をめざします。当面は受検生、教職員等の負担軽減のため更なる高校入試改善を求めます。また、転入・復学制度の改善を求めます。

(4) 地域間教育格差の克服にむけて、「全県一学区制」を検証し、「地域合同総合制」をふまえた高校再編を求めます。小規模校課題解消の具体策を求めます。

(5) 教育の機会均等の原則を無視した高校の「特色」化に反対します。

(6) 教育内容に対する管理職の不適切な「指導」や、外部からの不当な介入を防ぐとりくみを強化します。

(7) 保護者・地域代表・生徒代表が民主的に参画できる「地域に開かれた学校づくり」をすすめます。

(8) 部活動のあり方については県教委交渉を強化し、社会教育・社会体育への移行のための条件整備にあたらせます。

(9) 東日本大震災および東電福島第一原発の過酷事故により県内に避難してきた高校生の支援を、県教委とも連携して積極的にすすめます。

2) 新保守主義に基づく復古的・反動的な教育政策に反対し、民主教育を守るたたかいをすすめます。

(1) 教育の徳目主義化、「日の丸・君が代」の強制と憲法違反の処分行政に反対し、平和教育や歴史教育の実践をすすめます。

(2) 道徳の教科化や「公共」により、内心の自由が侵されないよう、日教組とともにとりくみます。

(3) 教科書検定の反動化や恣意的運用を許さず、戦争の現実を正しく伝える運動を強化します。

(4) 私的団体である校長協会・教頭協会による不当な教育介入を許しません。

(5) 教育委員会・総合教育会議については、政治的中立性や教育行政の安定性が担保されるよう、その動向を注視します。

(6) 警察や自衛隊の教育への介入・立ち入りを排除します。

3) 教員免許更新制に対しては、免許の失効がないよう情宣にとりくむとともに、諸課題の解決に向けて日教組と連携してとりくみをすすめます。

2. 共通の学力・進路保障とゆたかな人間性をはぐくむ教育を実現するたたかい

1) 自主編成推進運動については、共通の学力と人間性をはぐくむ教育をみざす立場から、「ゆた検」答申をふまえてとりくみをすすめます。

2) 日教組方針に沿って、「同和」教育を組織運動に位置づけて、以下のようにとりくみをすすめます。

(1) 03年県同教見附大会の総括運動や高校現場で相次ぐ差別事件の総括等をふまえ、かわる「同和」教育の実践をすすめます。また、部落解放運動をはじめ反差別の立場でたたかう人々との交流をすすめ、現場においては家庭訪問を通じて、差別の現実から学ぶ

- とりくみをすすめます。
- (2) 県同教、地区同教、県人権・同和センターの活動に積極的にかかわります。
- (3) 県教委・校長協会との協力関係を強めてとりくみをすすめます。
- (4) 「本人の適性・能力以外のことは採用選考の条件にしない」という統一応募用紙制定の意義を進路保障に活かすとともに、チェック体制を強化します。 5
- 3) いじめ防止問題については、対策推進教員に負担集中したり、個々の教員が責任を問われることがないように交渉を強化します。
- 4) 「ともに生き、ともに学ぶ」インクルーシブ教育を積極的にすすめます。
- (1) 「障がい」のある子どもたちが「普通」校に通学できる条件整備を県教委に要求するとともに、教職員・保護者の意識改革を促すとりくみを強化します。 10
- (2) すべての子どもにゆたかな教育を保障するために、特別加配など教職員定数の改善を県教委に求めるとともに、高等学校スクールカウンセラー等のさらなる活用をすすめます。
- (3) 現場実態を調査するとともに対県交渉を強化します。また、各学校に設置されている特別支援教育のための校内委員会を実効あるものとするため、学習を深めます。 15
- 5) ジェンダー平等の視点から、男女平等教育を積極的にすすめます。
- 6) 性の多様性を尊重する教育を積極的にすすめます。
- 7) 日本語指導を必要とする生徒に対する必要な支援を県教委に求めます。
- 8) 多民族共生教育の観点から、「朝鮮学校を支援する県民の会」「日朝青年ネットワーク」の一員として、朝鮮学校支援のとりくみをすすめます。 20
- 9) 新高教第47次教研推進方針に沿って、積極的にとりくみます。
- 10) 官制研修に対して、「自主・民主・公開」の原則に立って、強制や命令を許さないとりくみを強めるとともに、校内の教育論議を活発化させ、自主研修による自由な教育研究活動を発展させるようとりくみます。 25
- 11) 47教基法の理念を活かし、以下についてとりくみます。
- (1) 新学習指導要領への対応については、日教組のカリキュラム提言に沿った教育課程編成に努めます。
- (2) 「高校生への政治教育指針」(15年度策定)を活かし、主権者教育を進めます。
- (3) 地域の関係各機関と連携し、普通職業教育・「キャリア教育」を進めます。 30

II 教育条件整備のとりくみ

1. 教育予算増額・保護者負担軽減のとりくみ

- 1) 現場実態・現場要求にもとづき、県民合意の教育改革をすすめます。そのため、義務教育費国庫負担制度の「2分の1」復元を求める運動を強化するとともに、教育予算拡充、学級規模や教職員定数の改善などについて日教組・新教組とともにとりくみます。 35
- 2) 高校授業料等に関わる諸課題に対しては授業料無償化の復活をめざすとともに、以下のようにとりくみます。
- (1) 就学支援金制度の課題を精査して、その改善に向けて県教委交渉を行います。朝鮮学校に通う子どもたちが就学支援金制度から除外されている問題に対しては、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障する憲法・子どもの権利条約の理念から、解決にむけてとりくみます。 40
- (2) 私費負担の解消にむけたとりくみを各学校・PTA等ですすめます。また、「奨学のための給付金」の拡充を県に求めます。
- (3) 私学助成費の増額および朝鮮学校への補助金の再開を県に求めます。 45
- 3) 老朽校舎等の耐震化・更新・充実にあたっては、生徒・保護者・地域住民の意向を反映するよう求めます。
- 4) 各学校の管理運営費・旅費の配分状況を明らかにさせるとともに、県教育予算の大幅増額を求めます。
- 5) PTA会費については教職員も自己負担し、あわせてPTA会計から私的団体である校長協会などへの支出を認めないとりくみをすすめます。 50
- 6) 総務事務システム等については、運用の改善にむけて交渉・協議を継続します。

2. 30人以下学級実現・定数増・高校再編のとりくみ

- 1) 日教組とともに、新たな高校定数改善計画を早期に策定させるとりくみを強め、「30人以下学級」をめざします。必要な教職員について定数措置を求める声を、学校として県教委に上げるとりくみをすすめます。 5
- 2) 「県立高校の将来構想」にもとづき毎年策定される、「3年ごとの計画」に対するとりくみを強化します。
- 3) 加配実態や配置基準を明らかにさせ、特に小規模校や「課題集中校」への正規教職員の加配をすすめます。また、養護教員の全校複数配置を求めます。
- 4) 異動、退職、休職の代替者として、安易に22条職員や会計年度任用職員で対応させないようとりくみを強めます。特に、実習教員、学校司書および介助員の正規職員の不補充に対するとりくみを強めます。 10
- 5) 技能労務職員の定数化を求めます。また、分校や定時制、通信制に養護教員、事務職員、学校技術員の配置を求めます。
- 6) 定数崩しによる会計年度任用職員(司書)の配置に反対し、すべての学校図書館に正規の学校司書の配置を求めます。 15
- 7) 学校図書館教育については、ゆたかな学びを形成するために学校全体で推進することとし、そのため日教組三原則(教育職二級、専任、現職者移行)に基づく専任司書教諭制度確立の法整備を求め、地域・保護者とともに県議会などから国会等へ意見書を提出させるようとりくみます。 20

Ⅲ 生活向上のたたかい

1. 国民、県民の福祉と生活を向上させるたたかい

- 1) 市場原理主義に反対し、雇用の安定と質の向上を図るためのたたかいをすすめます。 25
- 2) 県民福祉の向上を図り、教育・福祉に重点をおいた予算編成を求めてとりくみます。
- 3) 民主的県財政の確立をめざし、地公労課題として積極的政策提起を行います。
- 4) 行政の地方分権をめざし、連合・日教組とたたかいを強化します。

2. 公務員制度改革、地公労確定闘争を中心とするたたかい

- 1) 公務労協・日教組とともに公務員制度改革に対するとりくみを強めます。 30
- 2) 一方的な賃金引き下げを許さず、労使合意による賃金水準の改善にとりくみます。
- 3) 日教組の賃金方針に基づき、賃金による差別・分断を許さない姿勢を堅持します。
- 4) 春闘期・人勸期・確定期にむけて、年間を通じて賃金闘争の発展をはかります。
- 5) 確定闘争における地公労・新教連交渉を強化し、要求の前進をはかります。 35
- 6) 雇用と年金の確実な接続をはかるために定年延長の確立にむけて、地公労でのとりくみを強めます。

3. 社会保障と福利厚生を充実させるたたかい

- 1) 暮らせる年金制度実現のため、公的年金制度の改革と充実を求めます。 40
- 2) 医療・医療保険制度の抜本改革、介護保険制度の改善にむけ、連合とともにたたかいます。
- 3) 公立学校共済組合・新潟県教職員互助会の運営にあたり、組合員の意見反映に努めます。
- 4) 新潟県労働金庫・教職員共済生活協同組合・こくみん共済coop等と連携し、組合員の福利厚生を強化します。 45
- 5) 新潟県学校生活協同組合・新潟県教職員厚生財団との協力を引き続き強めます。 50

Ⅳ 権利を守り、労働条件を改善するたたかい

1. 労働時間の短縮・権利拡大・労働条件改善のたたかい

- 1) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、給特法）の廃止、時間外手当化をめざして日教組と連帯してたたかいをすすめます。 5
- 2) 教職員の超勤縮減にむけた社会的合意形成や具体的な改善策を求め、連合等とともにとりくみます。
- 3) 各種休暇に関する学習を深め、権利行使できる体制づくりにとりくみます。
- 4) 両立支援対策等の周知や拡充のほか、男性の育児休業取得促進など仕事と生活を両立できる環境の実現を求めてとりくみます。 10
- 5) 「障がい」のある教職員が安心して働けるよう、合理的配慮にもとづいた具体的な諸施策を県教委に求めます。
- 6) 高体連・高野連・高文連等による学校教育活動への介入と、学校現場の労働条件の変更反対します。 15
- 7) 労働安全衛生法にもとづき、教職員の健康管理のための条件整備を求めるとともに、過労死の防止及び公務災害認定のとりくみを強化します。
- 8) メンタルヘルス対策として、相談窓口やケア体制の確立、ストレッチの結果をふまえた職場環境改善策を講ずるよう求めてとりくみます。
- 9) 授業日、長期休業日を問わず自主研修権を活用するとりくみを強化します。 20
- 10) ハラスメントの防止および対応に関する指針について学習を深めるとともに、実効あるとりくみを県教委に求めます。また、本部と分会で連携し、具体的ハラスメント事案について、県教委に指導改善を求めます。
- 11) 免許外教科担当や2校間勤務の解消、持ち時数軽減をはかるための定数改善を求めてとりくみます。 25
- 12) 少数職種の専門性および勤務実態をふまえ、日教組や専門部と連帯して勤務条件の改善を求めてとりくみます。また差別的待遇に対しては分会交渉を強化し、断固たたかいます。
- 13) 市立3校（万代、明鏡、高志中等）割愛職員の勤務労働条件等について、分会との対話を通して、とりくみ方針を協議していきます。 30

2. 労働基本権の確立と反弹圧・不当処分阻止のたたかい

- 1) 労働基本権回復にむけて公務労協・日教組とともにとりくみます。
- 2) 当局と地公労および新高教本部段階での確認を職場で定着させ、不当労働行為、組合活動の制限を許さず、地公法55条にもとづく職場交渉を強化します。 35
- 3) 不当な事故報告や教職員の処分を許さないたたかいを強化します。

3. 民主的人事を確立するたたかい

- 1) 人事異動は「管理運営事項」ではなく労働条件であるという基本的観点を堅持し、労使対等の原則をいっそう発展させます。 40
- 2) 県教委の「人事異動方針」の問題点、および人事異動結果の総括で明らかになった問題点の解決に向けた体制を整え、県教委交渉を強化します。
- 3) 教職員の採用計画や採用基準を明らかにさせ、公正・公平な採用をさせるとりくみを強めます。 45

4. 「人事評価制度」等に対するたたかい

- 1) 人材育成型評価と賃金を直結させないとりくみを継続的にすすめるとともに、評価シートについては、協働・協力の観念にたって記入します。
- 2) 改正教特法に基づき策定された教員等育成指標・研修計画については、人事評価制度に変更を加えるものとならないようとりくみます。 50

V 平和・人権・環境と民主主義をすすめるたたかい

1. 憲法改悪反対、反核・反戦・平和・反差別・国際連帯を強化するたたかい

1) 憲法改悪に反対し、反戦平和のたたかいはとりくみます。

- (1) 日教組、平和フォーラム、県平和運動センター、護憲フォーラムにいがたなどあらゆる護憲・活憲勢力と連帯してたたかいを強化します。
- (2) 「安全保障関連法（戦争法）」「テロ等準備罪（共謀罪）」の廃止を求め、憲法改悪発議を許さず、戦争をさせない国づくりのとりくみを強化します。
- (3) 海外派兵されている自衛隊の即時撤退を求めるとともに、「非軍事、文民、民生」による国際協力体制を確立するため、あらゆる民主勢力と連帯してたたかいます。
- (4) 日米安保条約の強化、日米軍事一体化に反対し、在日米軍基地の縮小・撤去、日米地位協定の抜本的改定、軍事費削減を求めてたたかいます。
- (5) 皇室の政治利用に反対するとともに、「日の丸・君が代」の強制に反対します。
- (6) 核兵器廃絶・核兵器持ち込み禁止のたたかいをすすめ、原水禁運動をいっそう発展させるため、日教組、県平和運動センターの組織する諸行動に積極的に参加します。
- (7) 新潟県の「非核平和自治体宣言」を勝ちとるとりくみを推進します。
- (8) 東北アジアの非核化、平和と安定に向けたとりくみをすすめ、拉致問題の解決は国交正常化の交渉の中で実現するようもとめます。
- (9) 日本の侵略戦争による外国人強制連行・強制労働・日本軍「慰安婦」など戦争被害者への国家・企業による謝罪と補償の実現を求めてとりくみます。

2) 差別を許さず、人権を確立するとりくみをすすめます。

- (1) 「部落解放新潟県共闘会議」の活動を強化し、被差別部落の完全解放をめざした部落解放運動を積極的にすすめます。
- (2) 狭山第三次再審請求闘争をさらに強化し、石川一雄さんの無罪を勝ちとるため、共闘組織と連帯したとりくみをすすめます。
- (3) 日教組「女性参画行動計画」にもとづき、あらゆる機関への女性の参画をすすめます。
- (4) 日教組人権教育指針にもとづき、外国人・「障がい」者・女性・LGBT・HIV感染者・ハンセン病回復者・水俣病被害者・東電福島原発事故による放射線被曝者などに対する差別をなくすとりくみを強化します。
- (5) 障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行を受けて、合理的配慮がなされる社会づくりのためのとりくみをすすめます。

3) いのちと健康を守るため、環境破壊を許さないたたかいを強めます。

- (1) 全原発の稼働停止及び廃炉、核燃料サイクル構想撤退を実現し、再生可能なエネルギー政策への転換による脱原発社会をめざした運動の構築にとりくみます。
- (2) 柏崎刈羽原発の再稼働を阻止するため県原水禁、県平和運動センターのとりくみに積極的に参加します。
- (3) 新潟水俣病被害者救済のために、新潟水俣病共闘会議と連帯してとりくみます。
- (4) TPP（環太平洋経済連携協定）に反対します。
- (5) 食の安全を確保するため、連合新潟・食と環境ネットワークと連携してとりくみます。

VI 組織の強化・拡大をはかり、労働運動を発展させるたたかい

1. 組織強化・拡大のたたかい

- 1) 新採用者をはじめ、青年部層の教職員を中心に、組合加入を強力にすすめます。そのため、歓迎集会、勧誘活動、世話役活動などを行います。
- 2) 再任用教職員、再雇用非常勤嘱託員の組織化をすすめます。

- 3) 臨時・非常勤教職員の組織化をすすめます。
- 4) 管理職による不当労働行為や組織介入を許しません。
- 5) 初任者研修制度の内容の見直しをもとめ、初任者の現場における教育活動が優先される体制の確立をめざし、初任者の負担を軽減するとともに、組織化をめざします。
- 6) 支部、分会との連携を密にし、きめ細かな組織対策を行います。
- 7) 高校退職者の会との連携を強化します。

2. 「競争による管理」時代の対管理職方針および民主的学校づくりをすすめるたたかい

- 1) 校長に対しては、説明責任を果たさせるとともに「使用者」の面と「学校運営のリーダー」の面とを区別して以下のように対応します。
 - (1) 「使用者」の面に対しては、「労使対等」原則にもとづき対応します。
 - (2) 「学校運営のリーダー」の面に対しては、「関与と合意形成」を基本に対応します。
- 2) 副校長、教頭に対しては、以下のようにとりくみます。
 - (1) 権限を越えた行動には厳しく抗議し、改善を求めます。
 - (2) 教頭には最低4時間の授業および自習監督、試験監督を担当させます。
- 3) 校長、副校長、教頭に対し「逆評定」を行い、改善が必要な場合は、直接本人に申し入れます。それでも改善が見られない場合や、明らかに不適格と「逆評定」された場合は、適切な措置を行うよう県教委に要求します。
- 4) 副校長や複数教頭の配置拡大に反対し、主幹教諭、指導教諭は置かせないことを基本にとりくみます。
- 5) 「学級・学年団を中心とした教育に機能する」校務分掌を民主的で公平・公正なルールにもとづいてつくります。
- 6) 職員会議を「全教職員が参加し、自由に議論が行われ、民主的に学校的意思決定が行われる場」としていくようとりくみます。

3. 主任制、主任手当撤廃を求めるたたかい

- 1) 主任制に反対し、任命主任を認めない立場を堅持します。

4. 支部・分会・専門部組織確立と強化のたたかい

- 1) 支部は、各分会の活動状況、組織状況を常に点検し、新高教方針にもとづく統一したとりくみができるよう指導、調整するとともに、他労組、他団体との連携を強化し、地域の教育と労働運動の発展をはかります。
- 2) 分会は、職場における組合活動を発展させるため、執行委員会・分会会議を定例的に開催します。そこでの教育論議を重視するとともに、職場の労働条件の改善と民主化闘争をすすめ、新高教運動の発展をはかります。
- 3) 専門部は、所属する部員の権利・労働条件の向上をめざすとともに、活動を通じて新高教運動の発展をはかります。

5. 地域共闘・複合産別運動・日教組運動強化のたたかい

- 1) 連合新潟・地域協議会・支部、県平和運動センター、地区労組会議等地域共闘の強化発展をはかります。
- 2) 新教組、県内日私教組織などとの連絡提携を強化します。また、教育・文化・情報産業に働く人たちを、非正規雇用労働者も含め幅広く結集し、お互いに助け合う複合産別組織をめざします。
- 3) 新教連・「教育をよくする県民会議」運動を強化するとともに、日教組運動の再構築、組合民主主義の確立、情報のネットワーク化と政策立案能力の向上、産別統一闘争強化、教育研究活動の強化にとりくみます。

6. 組織・財政の見直しと書記局体制強化などのとりくみ

- 1) 「新高教組織財政見直し方針」にもとづき、新たな組織運営の確立をすすめます。
- 2) 渡辺英明元委員長を引き続き新高教顧問に委嘱します。

第2号議案

2021年度予算(案)に関する件

(別 冊)

5

第3号議案

当面の闘争推進に関する件

10

15

① 教育の市場競争化に反対し、47教基法の理念に基づく「高校改革」をすすめます

- 1. すべての子どもに公平・平等な教育を実現するため、次のとりくみをすすめます。 20
- 1) 教育への市場競争原理導入に歯止めをかけるための教育実態調査運動強化
- 2) 「同和」教育の一層の推進を目指すとりくみ
- (1) 日教組人権教育指針の周知及び実践
- (2) 新たな教職員意識調査への対応強化
- (3) 県同教の活動への積極的な支援 25
- ① 学校同和教育部会(高校部会)への参画と実践報告の現場への還元
- ② 進路保障部会への参画を通じた就職差別の撤廃
- ③ 21年度第72回全国人権・同和教育研究大会(11月13日~14日・上越市他)への参加
- (4) 支部と校長協会の連携による支部別「同和」教育学習会の充実
- (5) 部落解放同盟新潟県連合会との連携強化 30
- ① 第53回東日本研究集会(10月14日・高崎市, Web併用), 第66回関東女性集会(8月21日・さいたま市)への参加
- ② 県連各支部と新高教支部・分会との交流・意見交換の拡大促進
- (6) 地区同教への積極的な参加
- (7) 県人権・同和センターの諸とりくみへの参加 35
- ① 「人権・同和教育啓発推進講座 越佐にんげん学校」への参加
- ② センター会員拡大への協力
- (8) 部落解放第37回新潟県研究集会(10月16日・新潟市)への参加
- (9) 第2回新潟県人権保育研究集会(9月11日・南魚沼市)への参加
- (10) 「いのち・愛・人権」展(期日・開催地未定)への参加 40
- (11) 「同和」教育に関する調査の実施及び調査結果の活用
- (12) 人権「同和」教育研究指定校の長岡向陵高校(文科)と高田商業高校(県)との連携
- 3) いじめ自死事案における教職員処分撤回及び新たな処分阻止, いじめ防止対策事業の点検
- 4) インクルーシブな学校の実現 45
- (1) 「障がい」のある生徒の在籍状況等に関する調査(6月)の実施及び調査結果の活用
- (2) インクルーシブ教育の理念及び合理的配慮への理解の深化のための情宣・学習会等の実践
- (3) 「通級による指導」実施校(長岡明德, 荒川, 明鏡, 高田南城)からの情報収集に基づく県教委要求の強化
- (4) 研修体制の充実, 教職員向けの資料作成, 特別支援教育支援員の活用などの諸施策充実のための県教委要求の強化 50

(5) 「特別支援教育コーディネーター」の一方的押しつけの阻止	
5) 教育実践を通じた教研活動の推進	
(1) 自発的な研究集団の育成	
(2) 第47次県教研の開催	
(3) 全国教研への積極的な参加	5
2. 学校評価制度・教員評価制度・教育課程・教育計画(シラバス)については、 職場で民主的な討議により意思統一を図り、以下のようにとりくみます。	
1) 生徒一人ひとりがいきいきと学べる学校となるような評価項目設定や学校教育目標の 作成(学校評価制度)	
2) 学校教育目標と「職務上の目標」の整合性を図り、協力・協働の教育実践の実現(教 員評価制度)	10
3) 「数値目標」の強要阻止	
4) 「生徒や地域に開かれた学校づくり」に寄与する教育課程や教育計画の作成	
3. 定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める教育予算増額のとりく みについて、新教連を通じて、以下のようにとりくみます。	15
1) 自治体議会での意見書採択及び国への首長による意見具申を求める請願要求の強化	
2) 新教組各支部と連携した「教育改革キャンペーン」の実施	
3) 教職員定数の実態把握とそれに基づく県教委交渉の強化	
4) 欠員補充・正規職員配置を求める分会交渉の強化	
4. 「県立高校の将来構想」に対しては、以下のようにとりくみます。	20
1) 毎年策定される「3年ごとの計画」の早期公表の要求強化及び計画における課題解消 のための県議会対応の強化	
2) 再編該当校における「検討委員会」等の早期立ち上げと対策会議の開催	
3) 新教連、教育をよくする県民会議における「就学機会の保障」「高校教育のあるべき 姿」を議論する地域集会の開催追求	25
5. 教員免許更新制に対しては、情報提供を行うとともに、日教組方針に基づき、 次のようにとりくみます。	
1) いわゆる「不適格教員」の排除等への悪用防止のための監視強化	
2) 30時間すべて受講できなかった場合でも免許が失効しないよう、日教組を通じた文 科省要求の強化	30
3) 各種手続きの簡略化、受講経費の自己負担軽減及び受講の出張扱いについて県教委へ の要求強化	
6. 改正教育公務員特例法(教職員研修)については、日教組と連携して以下のよう にとりくみます。	
1) 免許更新講習と法定研修・経年研修の整理統合の要求強化	35
2) 現場実態をふまえた指標・教員研修計画の策定を求めるため、新教連を通じた対県交 渉の強化	
(1) すべての研修における、内容の精選・整理	
(2) 「専門研修」や「実践力向上研修」の強制阻止	
(3) 学校行事は研修に優先されるべきものであり、そのために欠いた研修の補講は認めら れないこと	40
7. 東日本大震災被災者および東電福島第一原発の過酷事故被害者への支援につい ては、新教組と連携してとりくみます。	
1) 被災地から避難し、県内高校に入学・転入した子どもたちへの支援	
2) 原発事故で被災した子どもたちへの差別・いじめをゆるさないとりくみの継続	45

② 公務員制度改革、地公労確定闘争に向けたたたかい

1. 公務員制度改革に対しては、以下のとりくみを強化します	
1) 労働基本権回復へ向けた、労働協約締結権や団体交渉権の学習	50
2) 公務労協が提起する「良質な公共サービスキャンペーン」	
3) 新潟公務労協や連合新潟官公部門連絡会が提起する運動	

- 2. 人材確保法に基づき、教職員の待遇改善を求めて以下のことにとりくみます
 - 1) 勤務実態に見合う賃金水準となる引き上げ
 - 2) 義務特手当削減分、給料の調整額削減分の回復
- 3. 県人事委員会交渉および確定交渉を強化し、以下の課題解決に向けてとりくみます。
 - 1) 臨時的賃金削減廃止もしくは削減率・削減期間の圧縮
 - 2) 給与構造改革の現給保障終了に伴う減額分の回復
 - 3) 55歳以降の昇給抑制に対するモチベーションおよび賃金水準維持
 - 4) 中途採用者の賃金格差解消
 - 5) 労使合意に基づく勤勉手当上位成績率運用
 - 6) 通勤手当・住居手当の改善
 - 7) 若年層の賃金カーブ早期立ち上がり
 - 8) 地域手当とへき地・特地手当の併給調整解消
 - 9) 義務特手当と定通手当の併給調整解消
 - 10) 実教や司書の昇格基準改善
 - 11) 特殊業務手当の抜本的改善
 - 12) 臨時的任用・会計年度任用職員の待遇改善
 - 13) 旅費放棄実態の検証と実費完全支給
- 4. 再任用制度については以下の課題解決に向けて県教委交渉を強化します。
 - 1) 希望者全員の希望通りの再任用
 - 2) 給与水準の引き上げおよび諸手当の支給
 - 3) 労使による運用状況の検証
 - 4) 実態把握の為の再任用者アンケート実施
- 5. 退職手当について、調整額の適用区分を文科省指針のように見直すことを求めてとりくみます
- 6. 定年延長制度構築に向けて県教委交渉を強化します。
- 7. へき地・特地手当の見直しについて、一方的な引き下げとならないよう、地公労・新教連交渉を強化します。

5
10
15
20
25
30
35
40
45
50

③ 社会保障充実に向けたたたかい

- 1. 社会保障の充実に向け、連合・公務労協・日教組とともに以下のことにとりくみます。
 - 1) 年金一元化、年金資金運用に関するガバナンス体制の構築
 - 2) 医療と介護の連携強化、持続可能な医療保険制度の確立、介護保険給付の堅持
 - 3) 生活保護基準の確保、生活困窮者自立支援制度の着実な実施、児童扶養手当の拡充
- 2. 教職員の健康保持増進等に対応できるよう共済組合への意見反映をおこないます。
- 3. 教職員の教育・文化活動や福利厚生が保障されるよう互助会への意見反映をおこないます。
- 4. 労金の各種事業を積極的に紹介し、メインバンク化をすすめるとともに、組合員対象の各種融資制度などの利用促進を組織強化につなげます。
- 5. 教職員共済の加入促進、契約事務の一部代行により、組合員の福利厚生充実をはかります。
- 6. こくみん共済coopの事業周知と拡大につとめます。また、セット共済の全員加入運動を組織強化・拡大につなげるとともに、「健康パック」(新高教総合福祉制度)の加入とりくみをおこないます。
- 7. 新学協・厚生財団については、一層の運営民主化に向けた意見反映をおこないます。

④ 労働時間の短縮・権利拡大・労働条件改善のたたかい

1. 第103回日教組定期大会の「給特法廃止・時間外勤務手当化」方針決定にもとづき、以下のとりくみを強めます
1) 給特法の実効化をめざした、人事委員会および県教育委員会との交渉 5
2) 県教育委員会、管理職による適正な勤務時間把握に向けた勤務実態調査の実施
3) 勤務実態を把握すること、給特法違反の勤務をさせないことを求める校長交渉
4) 「一年単位の変形労働時間制」導入をさせないよう、条例改正の阻止
5) 県教委「県立学校の教員の勤務時間の上限に関する方針」の運用検証及び協議
2. 仕事と子育ての両立支援が実効あるものとするため、以下のとりくみをすすめます。 10
1) 制度利用の課題について情報収集、課題解決に向けた県教委との協議
2) 「育児のための短時間勤務」における時間帯勤務の代替職員配置
3) 県教委による管理職に対する制度の周知徹底
4) 制度利用にあたり混乱が生じないように、分会は育休中組合員と連絡をとること 15
5) 制度について全職員への周知と理解をすすめるための情宣活動強化
3. 障がいのある教職員の労働環境整備に向けて情報収集をし、具体策を県教委に求めるとともに、障がいのある教職員ネットワークを中心に日教組とともにとりくみます。
4. 部活動については以下のことを基本に、改善に向けて着実にとりくみます。 20
1) 勤務時間や生活時間を考慮した活動時間とし、週休日は原則として休むこと
2) 長期休業中は午前もしくは午後のみ活動とし、年末年始およびお盆は休むこと
3) 保護者負担は必要最小限にとどめ、収支状況を明らかにすること
4) 高体連・高野連・高文連などに対し、週休日の大会開催をやめさせること
5) 原則として大会における救護係の委嘱を受けないこと 25
5. 労安法の趣旨に基づき、分会では以下のことにとりくみます。
1) 衛生管理者（衛生推進者）は教頭とすること、無資格の場合は資格取得させること
2) 安全衛生委員会の労働者側委員は、分会が主体となり推薦すること
3) 月1回以上の定期開催と議事概要の周知を迫り及すること
4) 職員の健康診断は管理職が責任を持っておこなうこと 30
6. ストレスチェックについては集団分析結果が職場環境改善につながるよう、学校総括安全衛生委員会および学校安全衛生員会で意見反映をおこないます。
7. 地方公務員災害補償法の趣旨をふまえた公務災害認定となるよう、日教組とともにとりくみます。また、公務災害を起こさない職場づくりへ向けた意見反映をおこないます。 35
8. 長期休業中の研修は、「02.7.2」合意をもとにとりくみます。当面、夏季休業中は全組合員が自主研修権を行使することをすすめます。
9. リフレッシュ休暇、夏季休暇等については完全行使します。夏季休暇については、5日間連続を原則としますが、やむを得ない場合は分割取得できるよう交渉を強化します。 40
10. ハラスメントに対しては以下のことを基本にとりくみます。
1) ハラスメント防止指針の周知・運用状況の検証
2) 第三者機関による相談窓口の設置
3) ハラスメント事案に対する県教委折衝
11. 新潟市による学校駐車場有料化には、市労連に結集してとりくみを強化します。 45
12. 臨時・非常勤教職員等の労働条件改善に向けてのとりくみを強化します。
13. 以下の新高教独自要求の実現をめざしてたたかいを強化します
1) 週休日の振替対象業務拡大
2) 入試関連業務の個別勤務割り振り
3) 介助員・調理職員・学校技術員・学校事務職員などの配置・身分確立・労働条件改善 50
4) 学校技術員に対する労働条件や差別的待遇解消
5) 日教組3原則にもとづく専任司書教諭制度の実現

- 6) 入試合否判定会議等からの司書排除の撤回
- 7) 「実習教諭」もしくは「実習教員」の呼称使用徹底

5 民主的人事を確立するたたかい

- 1. 21年度末～22年度初の人事異動について、本部・支部・分会に人事対策委員会を設置するとともに、県教委に対して以下のことを求めてとりくみます
 - 1) 学校運営に支障を来さないよう、早期の提示および内示
 - 2) 「2年・4年」「同一校8年」「3校目までのA群経験」等、人事異動方針の見直し
 - 3) 調査票の異動希望欄を3枠に減らすとともに、記入を強制しないこと
 - 4) 少数教科・少数職種の異動に関する「特例」の復活
 - 5) 「地域・群別学校分類表」の見直し
 - 6) 長距離通勤など人事異動結果の総括から浮き彫りになった問題点の解決
 - 7) 魚沼や佐渡など特定地域での勤務経験に対する、人事異動上の優遇措置
 - 8) 任命権者の異なる知事部局への配置換えを解消すること
 - 9) 市立3校の割愛職員を早期に県立学校へ引き上げること
- 2. 教員採用選考検査の「1次検査の免除」について、講師等経験者の条件をさらに緩和させるようとりくみます。

6 人事評価制度」に対するたたかい

- 1. 「人事評価制度」について、以下の課題解決に向けてとりくみます。
 - 1) 運用結果を明らかにし、労使合意が尊重されているか検証をおこなうこと
 - 2) 5原則（合目的性、公平・公正性、透明性、客観性、納得性）、2要件（労使協議制、苦情処理制度）の担保に関する県教委との交渉および協議
 - 3) 司書の「人材育成型評価」については、教育職運動を阻害させないこと
- 2. 「新潟県優秀教職員表彰制度」の問題点を追及し、制度の廃止を求めます。
- 3. 「指導が不適切な教員等の人事管理」の恣意的運用を許さず、その基準と根拠を明らかにさせます。
- 4. 改正教特法により策定された教員等育成指標を人事評価制度に反映しないようとりくみます。また、研修計画の実施にあたっては教職員の多忙化に拍車をかけるものとならないようとりくみます。

7 平和・人権・環境をまもるため、以下のとりくみを重点的にを行います。

- 1. 日教組、県平和運動センターと連携して「安全保障関連法（戦争法）」「テロ等準備罪（共謀罪）」の廃止、憲法改悪反対のとりくみを強化します。
- 2. 平和運動センター等が呼びかける以下の集会に参加します。
 - 1) 県平和運動センター・護憲フォーラムにいがた第8期憲法学習会
 - 2) 全国護憲大会
 - 3) さようなら原発・さようなら戦争中央集会
 - 4) 「19の日」街宣行動、8.15街宣行動、10.21国際反戦デー、12.8不戦のつどい、2.11にいがた平和集会
- 3. 沖縄米軍基地建設に反対し、日教組、県平和運動センターと連帯して諸行動に参加します。
- 4. 関山演習場日米共同軍事訓練とオスプレイ飛行訓練に反対します。
- 5. 県原水禁運動、柏崎・刈羽原発の運転差し止め訴訟など地元反対団体や県平和運動センターと連帯してとりくみます。
 - 1) 原水禁世界大会（8.6広島、8.9長崎）へ参加します。また原水禁カンパにとりくみます。
 - 2) 原水禁県民集会に参加します。

- | | |
|--|----|
| 3) 柏崎・刈羽原発の運転差し止め訴訟を支援するとともに情宣活動を強化します。 | |
| 4) 柏崎・刈羽原発ハイロ県民集会に参加します。 | |
| 5) 県原爆被害者の会と連帯し8.6, 8.9原爆犠牲者追悼集会に参加します。 | |
| 6) 「高校生平和大使派遣新潟委員会」に参画するとともに、カンパ活動にとりくみます。
また、高校生1万人署名など活動紹介にとりくみます。 | 5 |
| 7) 「柏崎・刈羽原発の設置許可取り消しを求める署名」と「県民の信を問う」知事宛署名にとりくみます。 | |
| 6. 狭山事件の再審を求め部落解放共闘会議と連携してとりくみます。 | |
| 1) 5.23, 10.31「狭山事件の再審を求める中央集会」に参加します。 | |
| 2) 5.15「狭山事件の再審を求める県民集会」(上越市)に参加します。 | 10 |
| 3) 「狭山事件を考える住民の会」に参加し学習にとりくみます。 | |
| 7. 新潟水俣病共闘会議と連帯して積極的に支援します。 | |
| 1) 共闘会議・患者会合同総会に参加します。 | |
| 2) ノーモア・ミナマタ新潟第2次訴訟の支援を行います。また、新潟水俣病現地調査に参加するとともに、情宣活動を強化します。 | 15 |
| 8. 「朝鮮学校を支援する県民の会」と連携して朝鮮初中級学校支援や日朝交流にとりくみます。 | |
|
 | |
| ⑧ 組織の強化・拡大をはかるとりくみ | 20 |
| 1. 「新高教組織財政見直し方針」に基づき組織運営を行います。 | |
| 1) 本部執行委員会を月1回開催します。 | |
| 2) 分会長で構成する支部執行委員会は月1回開催し本部専従役員を派遣し情勢報告・課題の意思統一を行います。 | |
| 3) 全県支部・分会代表者会議は6月19日(土)、11月20日(土)、1月15日(土)に開催し、定期大会・定期県委員会議案説明や確定交渉の成果・課題の確認を行います。
また開催方法はリモート会場及びWeb併用など工夫し、感染症対策及び参加しやすい環境を整えます。 | 25 |
| 4) 7月17日(土)に第91回定期大会を開催します。 | |
| 5) 月2回の週報を発行し情報の共有を行います。 | 30 |
| 6) 支部規約を支部運営要項に改定し、支部定期大会は支部集会に位置づけ、情勢確認と分会状況の共有、そして会計確認を行うこととします。(別紙支部運営方針(案)参照) | |
| 2. 新高教「賃金・権利のハンドブック」を作成し、人事評価制度、査定昇給等の地公労交渉の成果と課題を共有します。 | |
| 3. 「健康で働くために組合が勝ち取った権利の行使を(ポスター)」等を使い、未加入者への勧誘に全力でとりくみます。教職員共済・新高教セット共済の加入勧誘活動にもあわせてとりくみます。 | 35 |
| 4. 組織率の低下に歯止めをかけ、組織の再生強化をはかるため、以下のとりくみを展開します。 | |
| 1) 分会は4月に日教組「全国声かけ総アクション」に沿って、未加入者への加入オルグを行います。 | 40 |
| 2) 新採用以来6年以内の人を中心に、分会で最低1人の加入にとりくみます。また、臨時・非常勤教職員、再任用教職員の組織化をすすめます。 | |
| 3) 分会は6月に職場要求運動にとりくみ、本部は対県交渉で課題解決に当たります。 | |
| 4) 支部は加入に向け分会のとりくみの点検活動をすすめます。 | 45 |
| 5) 本部は全分会に本部オルグに入り、意見交換等の交流にとりくみます。また、新規加入オルグを重点的にとりくみます。 | |
| 6) 青年部デーを開催します。 | |
| 7) 支部単位での新採用者歓迎集会、組織拡大集会を適宜開催します。 | |
| 8) 臨時・非常勤職員対策委員会を設置し、地公労・新教連・新高教交渉で処遇改善にとりくみます。学習交流集会を青年部と連携して8月に開催します。また、全国交流集会、北陸ブロック交流集会へ参加します。 | 50 |

- 9) 再任用組合員学習会を開催します。
- 10) 組合学校、全県レクリエーション(ボウリング大会)を開催します。
- 5. 組織拡大にむけて、加入促進に努力された分会に、1人加入につき1万円の加入褒賞費を支給します。また新加入は年度内組合費を免除します。
再任用、臨時職員の組合費は以下の通りとします。

再任用フル	月額 2,000円
再任用短時間	月額 1,000円
常勤・22条	月額 1,000円
非常勤	月額 500円

- 6. 臨時採用者の加入に向けたとりくみとして、教員採用模擬試験の申し込みのとりまとめと受験料等の補助を行います。
- 7. 民主的學校づくりを以下のようにとりくみます。
 - 1) 校長による恣意的學校運営を許さず、校務分掌委員会の再建を目標とし、民主的手続きによって校務分掌が決められるようにとりくみを再構築します。
 - 2) 分会で意思統一した上で、組合員が学年・分掌の「まとめ役」を積極的に担います。
 - 3) 「學校運営委員会」等に積極的にかかわります。
 - 4) 校長の独断による學校運営上の問題点を本部は県教委にぶつけ、課題解決にむけた各分会のとりくみの支援をはかります。
- 8. 初任研へは以下のように対応します。
 - 1) 組合役員が、指導教員、教科指導員にあたるよう分会のとりくみを強化します。
 - 2) 校内研修には日常的教育活動を充てるほか、初任者の日常的教育活動を支え、民主的教育力量の向上を助けます。
 - 3) 校外研修への一律参加強要、指導教員の特定など、一切の強制を排除します。

9 選挙についてのとりくみ

- 1. 選挙闘争のとりくみにあたっては、支援会を結成してたたかいます。
 - 1) 今後の選挙にあたっては地公労、連合新潟、県平和運動センター、新高教政治方針にもとづき、社民党を中心に政策の一致する候補を推薦し、支援会を組織してたたかいます。
 - 2) 第148回定期県委員会(21.1.30)で推薦決定した第26回参議院選挙(2022年7月実施)日政連議員候補古賀ちかげさんの周知を図ります。
 - 3) 10月までに行われる衆議院選挙については、第148回定期県委員会で推薦決定した候補の必勝を期してたたかいます。
 - 1区) 西村ちなみ, 3区) 黒岩宇洋, 4区) 菊田真紀子, 5区) 米山隆一, 6区) 梅谷守
 - 2区については社民党が推薦、平和運動センターが支持を決めている平あやこさんを支持することとします。
 - またブロック比例については「社民党」を支持します。
 - 4) 6月20日投開票の魚沼市議会議員選挙について、高野甲子雄さんを推薦します。

第4号議案

選挙委員の選任に関する件

役員挙規定第4条、5条にもとづき、次の10名を選挙委員に選任します。なお、任期は21年7月17日から22年度定期大会当日までとします。

支部名	氏名	分会名	支部名	氏名	分会名
東新潟			長岡		
西新潟			魚沼		
新発田・村上			柏崎		
新津			上越		
県央			佐渡		

第5号議案

そ の 他

(資料)

新潟県高等学校教職員組合 支部運営方針(案)

5

第1章 総則

第1条 この運営方針は、新潟県高等学校教職員組合（略称、新高教）規約第9条にもとづいて定めます。

10

第2条 この支部は、新潟県高等学校教職員組合〇〇支部といい、書記局を（例えば書記長）校に置きます。

第3条 この支部は、新高教規約および運動方針にもとづき、必要な事業を行います。

第2章 組織

15

第4条 この支部は、新高教組合員でこの支部に所属するものをもって組織します。

第5条 この支部は毎月1回（第3週）に支部分会長会議を開催し、本部情勢報告と分会状況の把握・意見交換を行います。

20

第3章 役員

第6条 この支部には、分会長会議の中から互選で次の担当をおきます。

支部長1名、書記長1名、会計1名

第7条 役員の任務権限は次のとおりとします。

25

1. 支部長はこの支部を代表します。
2. 書記長は組合業務を処理します。
3. 会計は支部費の納入管理、旅費や会議費などの支払い業務を行います。

第4章 会計

30

第8条 この支部の経費は支部組合費、基金、負担金およびその他の収入をもってこれに充てます。

第9条 この支部の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わるものとします。

35

第10条 年度末の分会長会議で会計報告するとともに、次年度予算を策定します。

40

45

50